

平成28年度
「幼児教育の推進体制構築事業」
実施に係る調査分析事業
成果報告書

平成29年3月

東京大学大学院教育学研究科附属
発達保育実践政策学センター

はじめに

本報告書は、文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業」実施に係る調査分析事業の委託を受け、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センターが実施した現地調査及びアンケート調査の結果をまとめたものです。

第1章では、現地調査を実施した秋田県、静岡県、高知県、静岡県御殿場市、三重県名張市、京都府舞鶴市の取り組み等を報告します。第2章では、全国の都道府県及び市区町村を対象とするアンケート調査の結果を報告します。第3章では、現地調査とアンケート調査の結果を踏まえて、幼児教育推進体制の構築・充実に向けて検討すべきことを提示します。

最後になりましたが、現地調査やアンケート調査にご協力いただいた関係者の皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。本報告書が全国の幼児教育推進体制の構築、幼児教育の質の向上に少しでもお役に立てれば幸いです。

研究代表者
東京大学大学院教育学研究科
准教授 村上祐介

目 次

第 1 章	現地調査の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 1 節	秋田県の取組み	
第 2 節	静岡県の取組み	
第 3 節	高知県の取組み	
第 4 節	静岡県御殿場市の取組み	
第 5 節	三重県名張市の取組み	
第 6 節	京都府舞鶴市の取組み	
第 2 章	アンケート調査の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第 1 節	アンケート調査の概要	
第 2 節	集計結果の報告	
第 3 節	今後の分析の方向性	
第 3 章	本調査研究のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
附 録	アンケートの調査票 単純集計	

【執筆担当者】

- 第 1 章：阿部慶徳（発達保育実践政策学センター）
第 2 章・附録：関智弘（発達保育実践政策学センター）
第 3 章：村上祐介（東京大学大学院教育学研究科）

第1章 自治体における幼児・保育教育の取組み

阿部慶徳

第1節 秋田県の取組み

平成29年1月11日（水）14時00分～ 於秋田県教育庁

対応者

秋田県教育委員庁幼保推進課 課長、主任主導主事、指導主事、副主任（兼）班長、教育・保育アドバイザー 計5名

調査参加者

村上祐介（東京大学大学院教育学研究科准教授）

関 智弘（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任助教）

阿部慶徳（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任研究員）

（1）秋田県における幼児・保育行政に関する組織

秋田県においては、県教育庁幼保推進課が中心となり、県全体の幼児・保育行政を所管している。県教育庁幼保推進課の沿革等は以下の通りである。

昭和61年4月、県教育庁に幼児・養護教育課が設置された（私立幼稚園・保育所は知事部局所管）。平成14年4月、県教育庁総務課において、私立幼稚園を含む私立学校事務を補助執行が開始された。平成16年3月には「ちびっ子県民の健やかな成長に向けて（修学前教育振興プログラム・平成16～20年）」を策定している。

平成16年4月、県教育庁に「幼保推進課」を設置し、保育所事務を補助執行することになり、幼保一元化がなされた。平成20年3月には「秋田っ子いきいきドリームプログラム～秋田の子どもの健やかな成長のために～（修学前教育振興アクションプログラム）」を策定した。平成22年4月には、私立幼稚園業務（特別補助）を幼保推進課へ移管し、翌23年4月には、同業務（一般補助）を同課に移管している。

平成23年10月には「あきたの教育振興に関する基本計画（教育全般に係る計画）」を策定し、平成27年3月第2期の同基本計画が策定された。

これらの幼保一元化へむけた組織体制の変更（県幼保推進課へ移管）は、0歳児から連続した体制で教育を実施するためであったという¹。既述のように、平成14年に私立の業務を教育委員会に移管しており、建学（園）の精神は認めたくうえで、数年かけて、施設等のニー

¹ ヒアリングによる。

ズの確認を行ってきた。私立、公立も無料で研修会を開催しており、そのニーズは高い²。研修会の開催は、平成 27 年度の新制度開始以前から始まっており、私立の施設との関係構築も研修等を通じ長期にわたる行政からの働きかけがあった³。

平成 28 年度の秋田県教育庁幼保推進課の体制は以下である⁴。

課長（1 名、現在行政職）

【指導班】 班長（1 名、現在行政職）、指導主事（5 名）、幼保指導員（2 名、非常勤）、教育・保育アドバイザー（1 名）

【調整・企画班】 班長（1 名）、事務職員（8 名）、非常勤職員（1 名）

なお、「幼児教育センター」という名称で幼児教育に関するセンターを設置はしていないものの、県庁幼保推進課がその役割を果たしている。

（2）幼児教育アドバイザーについて

秋田県においては、「教育・保育アドバイザー」という名称でアドバイザーを配置している。現在の教育・保育アドバイザーは、私立幼稚園教諭として約 30 年間、元国立大学付属幼稚園講師としても約 10 年間の勤務経験がある。勤務形態としては、週 4 日間、7 時間の勤務が基本である。教育・保育アドバイザーとしては、専門性を高めることを目的に、幼児教育施設などを県の指導主事とともに訪問している。基礎自治体のみアドバイザーを設置しても、行政職の中で孤立しがちであるので、基礎自治体のアドバイザーへ情報提供を行い、基礎自治体間のアドバイザーをつなぐ役割が求められている。

活動上の課題としては、①全般的に施設の職員には研修の時間が限られており、研修会を開催しても、シフトや雇用形態などもあり、出席できる職員は正規の職員などに限られてしまうこと、②私立幼稚園は、建園の精神があり、こちらのメッセージを受け止めてくれない傾向があること、③施設間の横のつながりが少ないことである⁵。

² 毎回定員以上の申し込みがあるという（ヒアリングによる）。

³ ヒアリングによる。

⁴ 県庁幼保推進課は、中央教育事務所の機能を兼務している。他に、県の北部、南部で教育事務所（総務・幼保推進班）が 2 か所あり、それぞれ、班長、事務職員、指導主事、幼保指導員（2 名、非常勤）が配置されている。また、出張所も含めると県内に 8 か所の事務所がある。

⁵ アドバイザーへのヒアリングによる。

(3) 秋田県の現状及び特徴的な事業について

秋田県の教育・保育の現状を概観した後、県の特徴的な事業について紹介・分析する。

表 1-1 秋田県概要 (1,013,753 人)

修学前教育・保育施設数、小学校数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)						
幼稚園	うち、幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定子ども園	保育所	うち、保育所型認定子ども園	地方裁量型認定子ども園	小学校
39 園	13 園	49 園	225 か所	7 園	0 園	202 校

出典：秋田県提供資料による。

表 1-1 は、秋田県の就学前教育・保育施設数、小学校数をまとめたものである。保育園の比率が高い傾向にある。秋田県が抱える課題としては、①県教育委員会を中心とする推進体制であるため、地域の実情や園のニーズに即し、機動的に幼児教育の指導・助言を行う体制が不十分であること⁶、②幼保推進課主催の研修会の大半を中央地区（県中央部）で行わざるを得ず、遠方の園からの参加が困難であり、地域での研修会の開催や相談できる体制を望む声があること、③市町村が所管する施設に対し、幼児教育に関する指導・助言ができる人材の育成や組織の整備が不十分であること、などである。

なお、県内 25 市町村のうち、一元化しているのは、19 自治体である⁷。

特徴的な事業としては、平成 28 年度「わか杉っ子！育ちと学び支援事業」があげられる⁸。同事業は、保育者に対する体系的な研修の実施や、市町村の 0～5 歳児の教育・保育の課題解決に向けた外部専門家等との連携を図った指導・助言、情報提供を充実することを目的とし、モデルとなる市町村（後述）に「教育・保育アドバイザー」を育成・配置し、県と市町村が連携・協力して 0～5 歳児の教育・保育を推進する体制を構築することで質の向上を図ることである。実施主体は、秋田県教育庁幼保推進課であり、予算額は 17,818 千円である。

主な内容としては、①「修学前教育振興アクションプランⅡ」の作成、配布、活用、②研修の機会提供、③外部専門家等との連携による園の課題に応じた指導・助言、④県の教育・保育アドバイザーの配置と市町村との連携・協力、⑤市町村における 0～5 歳児の教育・保育の推進体制の整備（モデル都市、大館・男鹿・横手の 3 市）、⑥調査研究に関する取組の普及である。

⁶ 特に県北部へは高速道の未整備などもあり、片道 3 時間を要し、冬の時期は雪の影響も大きい。

⁷ 内訳は、首長部局に一元化 12 自治体、教育委員会に一元化 7 自治体である。また、一元化されている方が、施策遂行にあたり円滑であるかは、一概に言えず、自治体内の連携・コミュニケーションが円滑にはかかれているどうか、むしろ重要であるという。一元化を考えている自治体にとっては示唆に富む指摘であろう。

⁸ これは、文部科学省「幼児教育推進体制構築事業」の委託事業でもある。

ここでは、特に④、⑤について、詳しくみたい。表 1-2 は、県及びモデル 3 市に配置されている教育・保育アドバイザーの略歴等である。大館市においては、アドバイザーを 2 名配置している。

表 1-2 教育・保育アドバイザーの配置・経歴

県・市	アドバイザーの名称	略歴
秋田県	教育・保育アドバイザー	元私立幼稚園教諭（約 30 年勤務）、元国立大学付属幼稚園講師（約 10 年勤務）
大館市	幼児教育アドバイザー	元公立保育所長、元大館市保育アドバイザー
大館市	連携アドバイザー	元公立小・中講師
男鹿市	教育・保育アドバイザー	元私立保育所保育士
横手市	教育・保育アドバイザー	元公立小学校長

参考：横手市 指導員 元公立保育所長（雇用：市費、本事業以外の業務を兼務）

出典：秋田県提供資料による。

表 1-3 は、教育・保育アドバイザーを設置したことによる効果をまとめたものである。

表 1-3 教育・保育アドバイザーの設置効果

県・市	実施状況（成果）
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 県教育・保育アドバイザーとモデル市教育・保育アドバイザーが連携を図り、関係課所や幼保推進課指導主事等から指導・助言を得ながら、園の課題に対する情報提供が可能となった。
大館市	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育、学校教育それぞれの経験と専門性をもっているアドバイザーが連携して園や学校を訪問している。 アドバイザーの配置により、子ども課と学校教育課での各園・小学校のより詳細な情報を共有することができるようになった。
男鹿市	<ul style="list-style-type: none"> 園からの教育・保育内容に関する相談に対応するため、週 1～2 回程度の園訪問を実施している。 教育・保育の課題について、保育者とともに考えるスタンスで取り組んでいる。
横手市	<ul style="list-style-type: none"> 園訪問により各施設の状況を把握し、専門的な観点から助言を行うことができた。また、「気になる子」への支援のあり方や、小学校との連携について助言が可能になった。 就学時検診時の保護者からの相談に対し、就学予定小学校長への仲立ちを行う等、就学に係る保護者への支援が可能になった。

3市に共通する成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県指導主事等による訪問への同行により、乳幼児理解や保育の質について、共通理解が深まり、県と同じ方向性をもって指導・助言にあたることができる。 ・ 県教育・保育アドバイザーへの相談体制ができ、教育・保育の課題に対する助言を受けながら園の支援ができる。
-----------	---

出典：秋田県提供資料による。

表1-3からも分かるように、アドバイザー設置の効果は一定程度認識されている。県のアドバイザーと市のアドバイザーとでは、それぞれに異なる役割が求められていることも推察できる。県アドバイザーには、県の施策や方向性を市に伝える役割が期待され、市においては、自治体内の幼児教育施設等と小学校とを結ぶ役割（幼保小連携）が期待されている。

各アドバイザーが今後の課題として、①各市アドバイザーが、教育・保育内容の指導・助言方法や研修会のあり方等について学び合う機会の充実が必要（秋田県）、②小学校への各アドバイザーの訪問回数の確保、研修会参加園の偏りの解消（大館市）、③現在1名しか配置していないアドバイザーを2名に増やしたい（男鹿市）、④施設ごとの更なる課題把握、就学前教育と小学校の相互理解（横手市）があげられた⁹。

（4）秋田県幼保推進体制構築に向けての今後の課題

県としては、アドバイザーをできるだけ多くの市町村に配置したいと考えているが、予算面での制約から難しい面もある。小規模な市町村においては、数市町村単位で置くことも考えられる。一方で、市町村にアドバイザーを置くことのメリットをいかに説明するかも県として問われる。就学前の施設は市町村が基本的に担当しており、県が直接的にかかわりづらい。そのため市町村との関係においては補助金が重要であるが、国からの財源的な措置が必要になってくる¹⁰。

市町村において、教育は教育委員会、他の行政は各部局に分かれている中で、日々の業務に追われている現状がある。そのような中で、「保育の質」を担保するためには、やはり法律で明記されないと自治体が動くことが難しいと感じている¹¹。

⁹ 秋田県提供資料による。

¹⁰ ヒアリングによる。

¹¹ この点は、アドバイザー設置に関しても同様である。市町村にアドバイザーを設置する場合、誰がリーダーシップをとるのが今のところ不明である。法律上の権限がない中、県が介入することの難しさもある（ヒアリングによる）。

第2節 静岡県の取組み

平成29年1月17日（火）15時00分～ 於 静岡県庁義務教育課

対応者

静岡県教育委員会義務教育課幼児教育推進室 室長、指導主事、幼児教育専門員ほか

調査参加者

村上祐介（東京大学大学院教育学研究科准教授）

島田桂吾（静岡大学教育学部講師）

関 智弘（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任助教）

阿部慶徳（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任研究員）

（1）静岡県における幼児・保育行政に関する組織

静岡県では、平成27年度に県総合教育センター内に「幼児教育センター機能」を設置し¹²、平成28年度より義務教育課内に「幼児教育推進室」を新規に設置した。これは関係各課と幼児教育振興のため、一体的な体制整備を企図するものであり、「幼児教育推進室」を県民向けには、「静岡県幼児教育センター」として広報している。

静岡県においては、幼児教育・保育・子ども子育て支援に関する業務は、以下の3つの組織が所管している。

①教育委員会義務教育課幼児教育推進室（幼児教育センター） 公立幼稚園の設置の届出に関すること、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定子ども園の幼稚園教諭保育教諭の法定研修（保育教諭に関しては、補助執行により知事が県教育委員会研修の実施を依頼）

②健康福祉部こども未来局こども未来課 保育所・認定子ども園の届出・認可に関すること、子ども子育て支援事業に関すること

③文化・観光部総合教育局私学振興課 私立幼稚園の認可に関すること

幼児教育推進室（静岡県幼児教育センター）組織体制は以下である。

室長1名、推進担当指導主事2名、指導主事（再任用）1名、免許担当主査1名、幼児教育専門員2名の計7名¹³

¹² 既存の義務教育関係の研修・研究などを担当する課に幼児教育センター機能を付与したのみであったため、人的配置の面が必ずしも十分ではなかった。県総合教育センターは焼津市にあり、本庁との距離が遠く、保育所や私学を所管する課との連携が難しい面があったという（ヒアリングによる）。

¹³ なお、庁内の関係部局と連携を図るために、私学振興課とこども未来課より各1名の併任者がいる。

(2) 幼児教育アドバイザーについて

静岡県においては、幼児教育専門員（幼児教育アドバイザー）として、2名配置している。配置にあたっては、すべての幼児局育施設の実務経験があり、各種施設の要請に応えられること、圏域においても指導的な立場であり、人脈を有する人物を重視したという¹⁴。2名の前職はそれぞれ、幼稚園・認定子ども園長の経験者（幼稚園会の役員経験あり）と保育園長の経験者（保育士会の役員経験あり）である。幼児教育専門員の仕事は、幼児教育施設等を訪問し、情報の提供や指導助言を行うことである。平成29年度より、幼児教育専門員の派遣事業を本格的に開始予定とのことである¹⁵。

アドバイザー（幼児教育専門員）の設置の効果としては、専門の知識をもったアドバイザーが研修等の講師を務めることにより、質の高い研修プログラムを提供することができたことがあげられる。一方で、園の訪問における活用効果は平成28年度において、園内研修やアドバイザーに求められるニーズの調査が主であったため、園内研修の充実にどれくらい寄与できたかは、平成29年度以降の派遣事業の本格運用を見極める必要がある¹⁶。

(3) 静岡県の現状及び特徴的な事業について

幼児教育センターの具体的な業務内容は、静岡県就学前教育推進協議会、市町幼児教育担当連絡会の開催、静岡県版幼少接続の方針普及・啓発・改定（静岡県版接続モデルカリキュラム）、法定研修、希望研修・講座の企画・運営などである。ちなみに静岡県就学前教育推進協議会には政令市（静岡市・浜松市）、代表市町（平成28年は富士市）が参加し、市町の意向を県の施策に反映させている¹⁷。

また、特徴的な取組みとして、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のため調査・研究する市町への支援があげられる。具体的には、特定の市町（地域）を指定し、幼稚園・保育所・認定子ども園等の横の連携及び小学校との縦の連携の在り方を調査研究し、その成果を県内に発信することにより、幼少接続期の教育・保育における質の向上を目指している。

平成29年度の予定地域は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町である。当地域の選定理由は、幼稚園・保育所・認定子ども園など多様な幼児教育施設があること、6市町が教育の充実に関して連携協約を結び、拠点となる賀茂地域教育振興センターを平成29年5月に設置予定であることによる¹⁸。また、接続カリキュラムについて、今後

¹⁴ ヒアリングによる。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 同上。

¹⁷ 静岡県下のある市におけるヒアリングにおいて、政令2市が静岡県という枠組みから離脱することへの危惧（特に研修などにおいて）を伺ったことから、就学前教育推進協議会のような県と政令市の話し合いの場が常に設定されることは重要だと思われる。

¹⁸ この共同設置方式が有効であれば、静岡県内の他の地域にも波及する可能性もあるという（ヒアリングによる）。県内においては、いわゆる「平成の大合併」時において、合併が進展した地域とそうでない地域があり、小規模自治体にとっては、この共同設置方式

の導入を積極的に検討していることの理由の1つである¹⁹。

(4) 静岡県幼保推進体制構築に向けての今後の課題

教育アドバイザーに関する国から予算については、現時点では現在の形でも問題がないが、委託事業のままでは、県の予算がつかないというデメリットもあり、将来は補助金化が望ましいと考えている²⁰。

県においてもアドバイザーや指導者の育成をいかに行うかが課題であるが、指導者を育成したいという熱意がある市町は県内にも多い。国立教育政策研究所などで、指導者の育成研修会を開催してほしいという要望はある。保育所から認定こども園へ移行する場合、研修体制に不安を抱えるという声があるので、県としては要望があれば、保育士に関しても研修を受け入れたいと考えている²¹。

は、有効な手段となりうる。

¹⁹ ヒアリングによる。

²⁰ 予算や事業の性格上、6市町への支援も2年間の時限となっているが、安定的な運用のためには、4～5年の支援が必要と考えている（ヒアリングによる）。

²¹ ヒアリングによる。

第3節 高知県の取組み

平成29年1月23日(月)10時～ 於 高知県教育委員会

対応者

高知県幼保支援課長、幼児教育担当チーフ、専門企画員(幼児教育・親育ち支援担当)、県教育センター幼保研修担当チーフ、幼保支援スーパーバイザー・アドバイザー各1名、幼稚園長1名の計7名

調査参加者

村上祐介(東京大学大学院教育学研究科准教授)

山下文一(高知学園短期大学准教授)

関 智弘(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任助教)

阿部慶徳(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任研究員)

(1) 高知県における幼児・保育行政に関する組織

平成15年4月、高知県教育委員会事務局に幼保支援課が設置され、保育所、幼稚園の行政窓口を一元化している²²。また、高知県では市町村に対しても保育所・幼稚園行政窓口を教育委員会への一元化を推奨しており、平成28年4月現在、70.6%の市町村が教育委員会へ窓口を一元化している²³。県における保育士・幼稚園教諭等に対する研修は、幼保支援課と高知県教育センターにおいて実施している。高知県教育センターの教職研修部内に幼保研修担当が配置されており、保育士・幼稚園教員等の研修にあっている。

幼保支援課組織体制は以下である。

課長1名(行政職)、課長補佐1名(行政職)、専門企画員1名(教育職)、運営支援担当7名²⁴。幼児教育担当4名²⁵、親育ち支援担当3名²⁶

(2) 幼児教育アドバイザーについて

高知県では、アドバイザーを「幼保支援アドバイザー」と「幼保支援スーパーバイザー」という名称でそれぞれ配置している。

²² 私立幼稚園も所管しており、私学助成関係も教育委員会で所管している(ヒアリングによる)。

²³ 教育委員会に一元化を推奨する理由として、新制度では研修が多いので市町村においても教育委員会に一元化された方が運用面で効率的であること、県内には公立保育所が多いので、私立保育所に対する補助金がそもそも少なかったこと、などがあげられる(ヒアリングによる)。

²⁴ 内訳 チーフ1名、主幹3名、主事3名(いずれも行政職である)。

²⁵ 内訳 チーフ1名、主任指導主事2名(教育職・小学校教諭)、主任指導主事1名(市町村からの派遣職員(幼稚園教諭))。

²⁶ 内訳 チーフ1名、主任指導主事2名(教育職・小学校教諭)。

平成 17 年度頃より幼保支援アドバイザーを配置しており、現在 9 名のアドバイザーがいる。幼保支援アドバイザーは、幼保支援課の勤務経験者や幼保に関し精通している者、管理職経験者から登用している。その主な業務は、①保育所、幼稚園などへの園内研修支援、②幼保支援課が行う幼児教育研修などへの支援、③幼保支援課が行う事業の参加、④アドバイザーとしての資質・指導力向上のための研修への参加、⑤幼児教育の推進体制構築に関すること、などである。

幼保支援スーパーバイザーは 2 名おり、現在ともに大学准教授であるが、以前は行政職（県教育委員会）として勤務経験がある²⁷。スーパーバイザーの主な業務は、幼保支援アドバイザーの業務に加えて、幼児支援課が行う幼児教育に関する事業へ助言もあわせて行っている。

高知県の面積が広く、対象者を一か所に集めての研修は難しいこともあり、直接研修等に出向くことが多い²⁸。幼保支援アドバイザーは、指導主事とともに幼児教育施設等に訪問している。アドバイザーも同行することで、特に私立幼稚園の抵抗が薄れる効果もある。乳幼児教育に詳しいアドバイザーもおり、それぞれの得意分野があるが、幼稚園担当、保育園担当といった担当を決めてはいない。なお、県としては、アドバイザーに特化した研修は行っていない。

以下、県幼保支援アドバイザーへのヒアリングより、高知県のアドバイザー体制の現場の声を紹介する。幼保支援アドバイザーに就任する前は、約 38 年間公立幼稚園（うち 13 年間園長を経験）に勤務し、現在、アドバイザーとなって 4 年目である。県教育センターの保育者指導員も兼務している。アドバイザーの主な業務内容としては、既述のように、園内研修の支援や各研修会への参加、及び年 3 回行われるアドバイザー連絡会への参加などである。

研修の具体的内容としては、朝 9 時に幼児教育施設等に訪問し、30 分ほど打合せの後、公開保育を参観する。指導案に目を通し、午後は研修主任やミドル研究受講経験者らと研究協議を行う（司会進行をする場合もある）。その施設において、はじめての公開保育であっても、ミドル研修²⁹や県教育センターで研修をうけた経験があるので、保育者には自分を磨く機会として前向きにとらえてもらう³⁰。幼稚園教育要領の改正など、変化への対応が求められており、アドバイザー自身も学んでいく必要がある。就学前教育（保育）においても、

²⁷ スーパーバイザーは、幼児教育・保育の現場に精通しているのはもちろんのこと、行政職としての経験も任命にあたっては重要である（ヒアリングによる）。

²⁸ 県の面積が広い分、一人のアドバイザーがカバーしなければ範囲が大きいので、大変な面はある。また、海岸地域、山村地域など多様な条件の下で保育しているので、その実態を踏まえることも重要である（幼保支援アドバイザーへのヒアリングによる）。

²⁹ 県教育センターが実施する、園内研修の企画・立案・運営を行うミドルリーダーの育成を目的とする研修。

³⁰ 県幼保支援課長によると、アドバイザーには、公開保育を行う保育者を批判するのではなく、議論をしやすい雰囲気づくりこそが求められるという（ヒアリングによる）。

13 ブロックの研修（後述）の影響は大きいと感じている。

表 3-1 高知県の施設数及び訪問回数

訪問施設数（平成 28 年 12 月 9 日）

幼稚園			うち、幼稚園型認定こども園			幼保連携型認定こども園			保育所		うち、保育所型認定こども園		地方裁量型認定こども園		小学校
23園			12園			7園			44(1)か所		6園		2園		校
国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
1園	9園	13園			12園			6園	1園	33か所	11(1)か所		6園		2園

訪問回数（平成 28 年 12 月 9 日現在）計 194 回（うち県事業 185 回（指導主事 80 回、アドバイザー 105

回、委託事業 9 回（指導主事 9 回、アドバイザー 0 回）

幼稚園			うち、幼稚園型認定こども園			幼保連携型認定こども園			保育所		うち、保育所型認定こども園		地方裁量型認定こども園		小学校
37回			15回			16回			138(9)回		8回		3回		校
国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
1回	20回	16回			15回			14回	2回	109回	29(9)回		8回		3回

出典：高知県提供資料より。

表 3-1 は、高知県の施設数及び訪問回数である。小学校への訪問はないが、施設の種別、公立・私立の区別なく、満遍なく訪問していることが読み取れる。

（3）高知県の現状及び特徴的な事業について

表 3-2 高知県の就学前の教育・保育の状況

	公立	私立	国立	合計
保育所	138 (56.1%)	108 (43.9%)		246
幼稚園	12 (46.2%)	13 (50%)	1 (3.8%)	26
幼保連携型認定 子ども園	6 (66.7%)	3 (33.3%)		9
幼保連携型外認 定こども園		23 (100%)		23

出典：高知県提供資料より。

入所児童 25,005 人のうち、保育所に 18,356 人、幼稚園に 1,713 人、幼保連携型認定子ども園に 936 人、連携型外認定子ども園に 2,673 人、地域型保育事業所に 191 人、へき地保育所に 54 名、認可外保育施設に 1,055 人が入所している。保育所が圧倒的に多く、また公立保育園が多いことも高知県の特徴である。

高知県幼保支援課が特徴的な事業として、親育ち支援があげられる。平成 21 年度より親の子育て力の向上や良好な親子関係の構築のため、「親育ち支援チーム」を課内に設置しており、全国的にも珍しい取組みである。親育ち支援啓発支援事業として、保育者と保護者対象の講和・ワークショップなどを行っている。保育者と保護者の双方を対象とするのは、保

育所・幼稚園等と家庭との相互理解が必要だとの考えによる³¹。

また、保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性向上を図ることで、どこにおいても質の高い・保育・教育を受けることができるようにする園内研修支援事業にも力を入れている。その事業とは、①園内研修支援³²、②ブロック別研修支援、③13ブロック交流会、④高知県幼保推進協議会³³開催である。

特に高知県の特徴的な取組みである②ブロック別研修支援とは、県内を13ブロックにわけ、ブロックごとに主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と園内研修の企画・立案・運営を行うミドルリーダーの育成を実践している。このブロックは、公立小学校の研修単位がベースにあり、この点においても教育委員会へ一元化した効果が表れている³⁴。

園内研修の支援総数は増加傾向にあり、研修に対するニーズも高くなっている。平成18年からブロック別研修が開始され、平成24年からは市町村が運営を輪番で行っている³⁵。

(4) 高知県幼保推進体制構築に向けての今後の課題

小学校の研修単位を転用したブロック別研修や、県組織における教育委員会への幼保一元化及び市町村における一元化の推奨など、独自の施策を推進する高知県であるが、以下のような課題も抱えている。

現場の意識の問題でもあるが、小学校では授業公開が当たり前のように行われているにもかかわらず、保育では未だに抵抗があること。また、雇用形態や就学前施設全般の話であるが、保育所に比較して、時間的な余裕がある幼稚園でさえも、職員全員が集まるのが難しいこと。県において、幼児教育の指針を独自に策定しているが、職員の多忙化の中でいかに研修時間を確保し、保育の本質を伝えるかである³⁶。

³¹ ヒアリング及び高知県提供資料による。

³² 自主的・計画的な園内研修が行われるようにするために、幼保支援課指導主事、幼保支援アドバイザー等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修の支援を行う。

³³ 市町村で組織されている所長・園長会の代表者及び私立幼稚園等の代表者で構成される。

³⁴ 幼保支援課長へのヒアリングによる。

³⁵ 県が単独で運営を担うのではなく、ある程度経過した段階で、各ブロックに運営をゆだねるという方法も他の自治体にとっては、参考になるだろう。

³⁶ 職員の多忙化は県単独では対応できないので、国の施策として研修時間を確保する必要があるとの指摘もあった（ヒアリングによる）。

第4節 静岡県御殿場市

平成29年1月17日(火)9時30分～ 於 御殿場市立竈幼稚園(公開保育参観及びヒアリング)

対応者

御殿場市教育委員会 幼稚園指導員

御殿場市学校教育課 教育指導スタッフ 指導主事

御殿場市立竈幼稚園園長

調査参加者

村上祐介(東京大学大学院教育学研究科准教授)

島田桂吾(静岡大学教育学部講師)

関 智弘(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任助教)

阿部慶徳(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任研究員)

(1) 御殿場市における幼児・保育行政に関する組織

御殿場市の幼児教育・保育を所管する主な部局は、教育委員会と健康福祉部である。

教育委員会の学校教育課・教育総務課の主な担当業務は、公立幼稚園教員人事、公立保育指導、公立教員研修、公立臨時職員採用、公立各種承認事項、幼少連携事業である³⁷。担当職員数5名、公立幼稚園職員107名(産育休7名と臨時職員を含む)である。幼児教育関連予算合計819,148(単位千円)である³⁸。

健康福祉部こども育成課の主な担当業務は、公立幼稚園保育園こども園職員人事、同施設の管理、同入園事務、公立保育園こども園臨時職員採用、同給食事業、公立私立保育園こども園保育指導、同職員研修、同園児健康指導である。担当職員14名、公立保育子ども園職員240名(産育休8名と調理員臨時職員を含む)、幼児教育関連予算2,823,200(単位千円)である³⁹。御殿場市においては、いわゆる幼保の一元化は行っていないが、以下で見るようにアドバイザーが幼保小や就学前施設間をつなぐ役割を果たしている。

(2) 幼児教育アドバイザーについて

御殿場市においては、教育委員会に幼稚園指導員、健康福祉部こども育成課に保育園指導員の計2名を配置している。主にそれぞれが幼稚園、保育園を担当しているが、日報などを互いに共有することで、連携している。以下では、幼稚園指導員に対するヒアリングをもと

³⁷ 御殿場市提供の資料による。なお、平成27年度からの主な業務分担を示している。

³⁸ 内訳 幼稚園費808,365、市立幼稚園助成事業7,013、幼児教育支援事業202、幼稚園指導員経費3,568(単位はいずれも千円。数字は平成28年度)。

³⁹ 御殿場市提供の資料による。なお、平成27年度からの主な業務分担を示している。

に、御殿場市のアドバイザー制度（幼稚園指導員）の運用などを紹介したい⁴⁰。

現在の幼稚園指導員は、元小学校教諭（校長経験者）で、週 5 日のフルタイムの勤務形態ある。直接的にかかわっているのは公立幼稚園 8 園であり、間接的に 3 歳児検診や就学支援委員会や旧園担任 1 年生授業参観と情報交換などで公立私立の幼稚園・保育園・こども園にかかわっている。業務の中で最も大きな位置を占めるのが、幼稚園の訪問である。公立幼稚園 8 園をほぼ毎日巡回し訪問している（各園月 2 回程度）。午前中の訪問で各学級の保育内容を参観し、園長との懇談で、幼稚園の運営課題を話し合っている。

また、御殿場市立幼稚園連絡協議会（月 2 回）・幼稚園教頭主任会（月 1 回）、各種研修会等に参加している。幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校教職員合同研修会（幼保こ小中合同研）の事務局業務をこども育成課と隔年で担当している。他にも、保護者の教育相談に随時のるなど、業務内容は多岐にわたる。

なお、御殿場市立幼稚園園長⁴¹に幼稚園指導員（アドバイザー）に対する評価をヒアリングしたところ、幼稚園を小学校の視点で見て、的確に指導してくれると肯定的な回答であった⁴²。

（３）御殿場市の現状及び特徴的な事業について

御殿場市内の施設は、公立幼稚園 8 園、私立幼稚園 2 園、公立保育所 8 か所、私立保育所 8 か所、認定子ども園 2 園、特定地域型保育事業所 2 か所である。既述のように、御殿場市の特徴的な取組みとして、指導員（アドバイザー）の配置があげられる。常勤の幼稚園指導員や保育園指導員を配置することにより、施設間での情報共有が図られ、指導員を結節点として幼保小の連携が企図されている。また、御殿場市では、幼稚園に臨床心理士訪問しており（年 16 回）、幼稚園指導員も随行することで、その場でも情報交換を行っている。

（４）御殿場市幼保推進体制構築に向けての今後の課題

御殿場市の幼保推進体制の構築へ向けて課題などを、ヒアリングを通じて得た知見も交え考察したい。

他の自治体でも、課題としてあげられていたが、幼稚園と保育園・こども園（御殿場市は保育所型）の本来的な性格の違いがあり、そのアプローチは難しいとされる⁴³。また、現在

⁴⁰ 保育園、子ども園については、こども育成課の保育園指導員が全ての公立を担当している。

⁴¹ 平成 2 年より御殿場市立幼稚園勤務し、平成 25 年から御殿場市立幼稚園園長。

⁴² 元幼稚園長が幼児園指導員に就任していた時もあったが、現在のような元小学校長経験の方が、幼稚園を広い視点から見てくれるので、今後も現在の形を続けて欲しい（ヒアリングによる）。

⁴³ 例えば保育園の保護者は、幼稚園に比べ忙しく、卒入業式や運動会など限られた行事にしか呼べない。一方で幼稚園の保護者はこどもと一緒にいる時間が比較的長いので、幼稚園指導員（アドバイザー）の保護者講話や面接同席にニーズは高い（幼稚園指導員への

の就学前教育においては、特別支援教育やアレルギー対応など、より専門的な知識が求められているにもかかわらず、幼稚園に比べて、保育所職員の研修機会の確保が難しい。加えて、公立と独自の経営理念を持つ私立保育所・幼稚園の違いがあり、私立施設には指導員も含め、入っていきにくい面がある⁴⁴。そのような課題をふまえた上で、御殿場市の幼保推進体制構築のためには、特別支援教育や幼保小中一貫教育が突破口になると思われる⁴⁵。

なお、現時点では、アドバイザーの運用についてなど、他市町村の状況が不明な面もあるので、県には情報提供の役割が求められている⁴⁶。

ヒアリングによる)。

⁴⁴ ただし、何かにつけて連携をとろうとはしているとのことである（幼稚園指導員へのヒアリングによる）。

⁴⁵ 幼稚園指導員へのヒアリングによる。特別支援教育が幼保をつなぐ軸になるとの視角は他の自治体でのヒアリングでもしばしば伺った。

⁴⁶ 幼稚園指導員へのヒアリングによる。

第5節 三重県名張市

平成29年1月18日(水)14時00分～ 於 名張市役所教育委員会

対応者

教育委員会事務局学校教育室長、福祉子ども部保育幼稚園室長、育委員会事務局学校教育室指導主事、福祉子ども部保育幼稚園室副参事、幼児教育アドバイザー2名、公立幼稚園長、公立保育所長 計8名

調査参加者

関 智弘(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任助教)

阿部慶徳(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任研究員)

(1) 名張市における幼児・保育行政に関する組織

名張市において幼児教育・保育を所管する主な部局は、教育委員会と福祉子ども部である。

教育委員会には、学校教育室と教育センターが設置されている。学校教育室において、幼稚園教育の指導助言や障害児の就学指導なども行っている。教育センターでは、教職員の研修や保育所、幼稚園及び学校と保護者や地域の連携推進などを行っている。

福祉子ども部における、子育て関連部署は健康子育て支援室⁴⁷(子ども支援センターかがやき⁴⁸)、子ども家庭室⁴⁹、保育・幼稚園室⁵⁰、子ども発達支援センター⁵¹である(平成29.1.27現在)。

(2) 幼児教育アドバイザーについて

名張市においては、幼児教育アドバイザーとして、幼稚園・保育所に約30年(管理職経験者)の勤務経験を有する者と元小学校教諭で約35年の勤務経験を有する者(1～6年生の全学年を担当。管理職経験者)の2名が配置されている。配置にあたっては、幼児教育と小学校教育をつなぐ役割を果たし、また、校長・園長・所長などへも指導・助言ができる人物を登用したという⁵²。勤務形態は、学校訪問時のみ出勤し、週何日出勤するかは

⁴⁷ 正規職員15名(内訳 事務職3名、保健師10名、歯科衛生士1名、管理栄養士1名)、臨時職員12名。

⁴⁸ 正規職員5名(内訳 事務職員1名、保育士3名、看護師1名)、臨時職員4名。予算4,042(千円)。

⁴⁹ 正規職員7名(内訳 事務職員6名、保育士1名)、臨時職員8名。予算1,724,767(千円)。

⁵⁰ 正規職員6名(内訳 事務職員3名、保育士2名、管理栄養士1名)、臨時職員3名、巡回看護師4名。予算1,837,475(千円)。

⁵¹ 正規職員8名(内訳 理事1名、事務職員1名、教員2名、保育士2名、保健師2名、心理士1名)、臨時職員2名(保育士1名、心理士1名)。予算31,525(千円)。

⁵² ヒアリングによる。

決まっていない。

アドバイザーの具体的な業務としては、訪問先の現場で感じたことを伝えるほか、現在、市において接続カリキュラムを作成中であり、その素案作りに参加している。カリキュラム完成後は、その周知の役割も求められる。校長・園長を通じ、クラスを参観するので、特に問題なく、施設等に受け入れてもらえているが、担任教諭等と話をする時間はない⁵³。

表 5-1 幼児施設等への訪問状況

	幼稚園		保育所（園）		子ども園	その他
	公立	私立	公立	私立	私立	私立
在園（所）数	2	4	4	9	1	1
訪問状況	2	1	4	9	1	1

出典：名張市提供資料より。

表 5-1 は、平成 28 年 1 月 18 日時点の市内施設の訪問状況である。私立幼稚園を除き、満遍なく訪問しているのが分かる。なお、訪問の際には、幼稚園・保育園など施設別の担当を決めることなく、2 人のアドバイザーが一緒に巡回している⁵⁴。

アドバイザー配置の効果については、①市内全ての 5 歳児、小学校 1 年生の状況を把握しやすくなったこと、②市内全ての幼稚園・保育（園）の経営方針や教育・保育状況の把握しやすくなったことがあげられた⁵⁵。

（3）名張市の現状及び特徴的な事業について

名張市は、幼保一元化はしていないが、子どもセンターを設置し、同じ建物内の 1 階に市教育センター、3 階に市子ども発達支援センターが入る。同じ建物内に各センター機能を集約することで、横の連携を強化している。2 つのセンターは、緊密に連携し、途切れのない発達支援・学びや育ちの支援を進め、0 歳児から 18 歳までサポートすることを企図している⁵⁶。

⁵³ アドバイザーへのヒアリングによる。

⁵⁴ 元幼稚園・保育園教諭と元小学校教諭と一緒に回ることで、各自の観点から施設を観察でき、それぞれに教え合うこともできるという（アドバイザーへのヒアリングによる）。

⁵⁵ ヒアリングによる。

⁵⁶ 名張市提供資料による。またアドバイザーの運用についても、いわゆる「小 1 プロブレム」対策として、保幼少の連携のみを意識しているのではなく、0～18 歳まで期間を名張市全体の教育体制の中でとらえるとの考えに基づき運用しているという（ヒアリングによる）。

(4) 名張市幼保推進体制構築に向けての今後の課題

アドバイザーの運用に関しては、以下の課題・問題がある。入学当初(4月第1週)が児童の様子を確認する上でも最も重要だが、事業や予算の都合上、訪問巡回が始まったのは半年が過ぎてからであり、その時期に子どもの様子をみたのでは遅い。年度当初から動けるような予算や単年度ではない措置が必要である⁵⁷。

また、他市の実態が分からないので、ノウハウが欲しいが、どこで情報を得ればよいのか不明なので、国や県が一定の役割を果たしてほしい。加えて、アドバイザーが私立施設に入っていくのは敷居が高いので、何らかの法的な裏付けが必要と思われる⁵⁸。

⁵⁷ アドバイザーへのヒアリングによる。

⁵⁸ 同上。

第6節 京都府舞鶴市

平成29年1月27日（金）14時00分～ 於 舞鶴市うみべのもり保育所（保育参観及びヒアリング）

対応者

舞鶴市健康・子ども部 幼稚園・保育所課 主幹兼うみべのもり保育所 所長
舞鶴市健康・子ども部 幼稚園・保育所課 乳幼児教育推進係 係長
舞鶴市健康・子ども部 幼稚園・保育所課 乳幼児教育推進係 主任
舞鶴市健康・子ども部 幼稚園・保育所課 舞鶴幼稚園 副園長

調査参加者

島田桂吾（静岡大学教育学部講師）

河合晃一（金沢大学人間社会研究域法学系講師）

関 智弘（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任助教）

阿部慶徳（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター特任研究員）

（1）舞鶴市における幼児・保育行政に関する組織

舞鶴市においては、幼児教育・保育を所管する主な部局は、健康・子ども部の子ども支援課と幼稚園・保育所課である。幼稚園に関する業務が市長業務へ移管され、幼保一元化されている。なお、幼稚園が市長部局に移管されたことで、教育委員会との連携が途切れてしまわぬよう教育委員会の指導理事を長とし、教育委員会及び健康・子ども部の部長以下が属する「舞鶴市保幼小中連携推進プロジェクトチーム」を、平成28年度から平成31年3月末まで設置予定である⁵⁹。

（2）幼児教育アドバイザーについて

舞鶴市においては、3名のアドバイザーが配置され、名称も以下のように、それぞれ異なっている。

①幼児教育相談員（元公立保育所長・市保育所所管課長）

②特別支援教育相談員（元小学校教諭・特別支援教育コーディネーター・市就学指導相談員・府専門家チーム・市巡回相談員、舞鶴子ども発達支援施設「さくらんぼ園」巡回相談員）

③乳幼児教育コーディネーター（公立幼稚園副園長兼教育委員会幼児教育担当指導主事）

①と②で、それぞれ幼児教育、特別支援教育と担当をわけている。③について、「アドバイザー」ではなく、「乳幼児教育コーディネーター」という名称にしたのは、各施設をつな

⁵⁹ 舞鶴市提供資料による。

げること重点を置き、寄り添うように各施設に入っていくためだったという⁶⁰。

アドバイザー（コーディネーター）制度についての課題としては、（ア）平成 25 年度から全園を対象として実施した私立保育所に比べ、私立幼稚園は平成 27 度から本格参加を呼び掛けたこともあり、12 園中 11 園がいずれかの研修には参加しているが、回数は保育所に比べ少ないこと、（イ）研修の体系化、評価の指針をいかに策定するか、（ウ）いかにコーディネーターや相談員の後進の育成を行うか、などである⁶¹。

（3）舞鶴市の現状及び特徴的な事業について

平成 28 年 1 月現在、舞鶴市では、保育園が 15 園（公立 3 園、私立 12 園）であり、児童数は、平成 27 年 10 月現在 1,599 人（公立 303 人、私立 1296 人）である。一方、幼稚園は 13 園（公立 1 園、私立 12 園）あり、園児数は、平成 27 年 5 月現在 1,315 人（公立 43 人、私立 1,272 人）である。他市に比べ、私立の割合が非常に高いのが特徴である。大都市部と違い、待機児童問題はないが、施設のキャパシティはあるものの、保育士の確保が課題となっている⁶²。

舞鶴市の特徴として、平成 27 年度より開始された、幼児教育・保育の質向上推進事業（子どもを主体とした保育（プロジェクト型保育）可視化・記録（ドキュメンテーション））があげられる⁶³。

また、舞鶴市教育振興大綱で打ち出された、0 歳から 15 歳までの切れ目のない質の高い教育の充実を実現するために、市全体の乳幼児教育の質の向上が必要とされた。その背景として、既述したように、私立施設の子どもの数が圧倒的に多く、その多くが公立小学校へ就学することにあつた。そこで、「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」⁶⁴を保・幼・小・中・家庭・地域で一緒に作成した⁶⁵。ビジョンを作成する過程も、公立・私立、園校種を超えて共に学び

⁶⁰ 当初は、「なぜ、市立の保育士が、私立保育園に入ってくるのか」という反発もあつたが、市立保育園が率先して、公開保育を行い、そこに私立の職員も参観してもらうことで、心理的な壁を低くしていった。研修会などで一緒に勉強を重ねるなど、地道な取組みによって、私立も訪問を受け入れてくれるようになったという（ヒアリングによる）。

⁶¹ 舞鶴市提供資料およびヒアリングによる。

⁶² 同上。

⁶³ 文科省平成 27 年度「幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル調査研究事業」の一環でもある。

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 幼児教育ビジョン策定懇談会の委員構成は、学識経験者、公私立保育所・幼稚園、小中学校長、PTA、民生児童委員、子育て関係団体、子育てサークルの各代表、公募市民の全 16 名であつた。

また、懇親会とは別に置かれた作業部会で具体的な議論をすすめ、作業部会のグループリーダー、サブリーダーが懇話会で報告を行った。作業部会のワーキングメンバーは、公私立各幼稚園、公私立保育所から各 1 名、小学校から 8 名、中学校から 4 名の全 39 名であり、教務主任が多く、教育専門職である。

作業部会での報告を受け、懇親会の議論を受けて、グループに分かれ、議論を進め、た

市全体の質向上に向けた研修の効果をもたらした。ただし、私立施設の反発もあったという⁶⁶。

さらに、平成 28 年度からは、「乳幼児教育ビジョン推進事業」として以下の事業や研修に取り組んでいる⁶⁷。

- ・乳幼児教育ビジョン（講演会、説明化などの開催。ビジョン通信の発行）
- ・乳幼児教育センター・コーディネーター機能研究（行政による乳幼児教育の拠点機能研究。乳幼児教育の実践と専門家による研究など。各分野をつなぐコーディネーターの育成研究）

- ・乳幼児教育の質の向上研修（「子どもを主体とした保育」「保幼小連携」）
- ・保幼小接続カリキュラム策定研究
- ・幼児教育の推進体制事業構築検討会議

以上のように舞鶴市は、公立・私立、園校種を超えて市全体の教育の質向上に取り組んでいる。

（４）舞鶴市幼保推進体制構築に向けての今後の課題

舞鶴市の幼保推進体制の構築へ向けて課題などを、ヒアリングを通じて得た知見も交え考察したい。まず、保育者の業務として記録・学びの時間の確保が必要とされている。「子どもを主体とした保育」や「可視化・記録（ドキュメンテーション）」を重視した取組みのさらなる充実が求められている。

また、研修や公開保育での学びを園内に広げていくには、行政が単独で行うのは難しく、園長や主任などのリーダーシップが必要となってくる。「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」を策定した際にみられたような、保・幼・小・中・家庭・地域を巻き込んだ取組みが重要であろう。

さらに、特に制度変更時においては、現場の保育者に任せてしまうのではなく、保育所等を所管する行政の担当課が、保育者がより良い保育を実践できるよう、支援する必要がある。「保育者の専門性を活かす」ために、政策の専門家である行政事務職と保育者・教員とが、それぞれ専門性を融合し、施策を推進することが求められている⁶⁸。

たき台を作成した。

⁶⁶ これら私立もからめた質の向上保育者事業は、導入時の私立からの反発も大変激しく、「これは単なる研修事業ではなく制度改革だ」と感じられるものだったという（ヒアリングによる）。

⁶⁷ 調査研究テーマは、「幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制に関する調査研究」であり、これは文科省の調査研究委託「幼児教育の推進体制構築事業」でもある。

⁶⁸ 保育者が予算について知ることは重要であるが、すべてを把握する必要はなく、事務職と共に考え専門性を活かした意見を具申できればよい。保育者は、1つでも多くの園を回り、保育者等の立場に立った研修の組み立てを考える方が、専門性を活かせる（ヒアリングによる）。

第2章 アンケート調査の報告

関智弘

第1節 アンケート調査の概要

アンケート調査の目的は、効果的・効率的な幼児教育推進体制の構築に向けて、乳幼児期の保育・教育に関する自治体の取り組みと今後の課題を明らかにすることである。平成29年1月24日から2月10日にかけて、アンケート調査票を都道府県と市区町村の教育委員会に郵送した。調査対象は1785自治体で、その内訳は47都道府県・1715市町村（教育委員会の設置数）・東京23区である。

自治体には、同封した返信用封筒で記入済みの調査票を郵送していただいた。電子ファイルでの回答を希望した自治体には、PDFファイルの調査票を提供し返信いただいた。その結果、1097自治体にご回答いただき、最終的な回答率は61%であった。なお、2月10日以降に回答された調査票も有効回答として扱っている。主な調査項目は、幼児教育センター、幼児教育アドバイザー、自治体の実施体制、都道府県と市区町村の関係、幼児教育施設等との関係、教員育成指標・教育研修計画である。具体的な設問内容については巻末の調査票をご覧ください。

第2節 集計結果の報告

幼児教育センター、幼児教育アドバイザー、自治体の実施体制、その他の取り組みについて主な集計結果を示す。設問ごとの詳細なデータについては巻末の単純集計をご覧ください。

(1) 幼児教育センター

幼児教育センターとは「都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと」⁶⁹である。今回の調査では、幼児教育センターという名称を用いない場合でも類似の機能を持つ機関を含めた。

平成29年1月時点で幼児教育センターを設置しているのは43自治体、回答自治体のうち4%にとどまる【図1】。センターを設置していない自治体の95%は今後も設立する予定がないが、1%の自治体はすでにセンター設置を決定しその準備を進めている【図2】。文部科学省が幼児教育推進体制構築事業の一部として幼児教育センターの設置を検討していることもあってか、センターの所管部局は81%の自治体において教育委員会である【図3】。

⁶⁹ 文部科学省 HP 「幼児教育の推進体制構築事業」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1372594.htm

センター設置で最も重要な役割を果たしたのも 77%の自治体において教育委員会である【図4】。

幼児教育センターの人的・財政的リソースと重点的な取り組みを確認する。センターの職員数は常勤と非常勤のいずれも1~5人の自治体が多いが、3自治体では常勤職員が11名以上配置されている【図5・図6】。センターの予算総額については、300万円未満の自治体が28%ある一方で、1000万円以上の自治体が47%を占めている【図7】。こうした予算を用いて、センターは幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供、幼保小の連携の推進、市町村や園に対する指導助言、特別支援教育での専門機関との連携などに積極的に取り組んでいる【図8】。

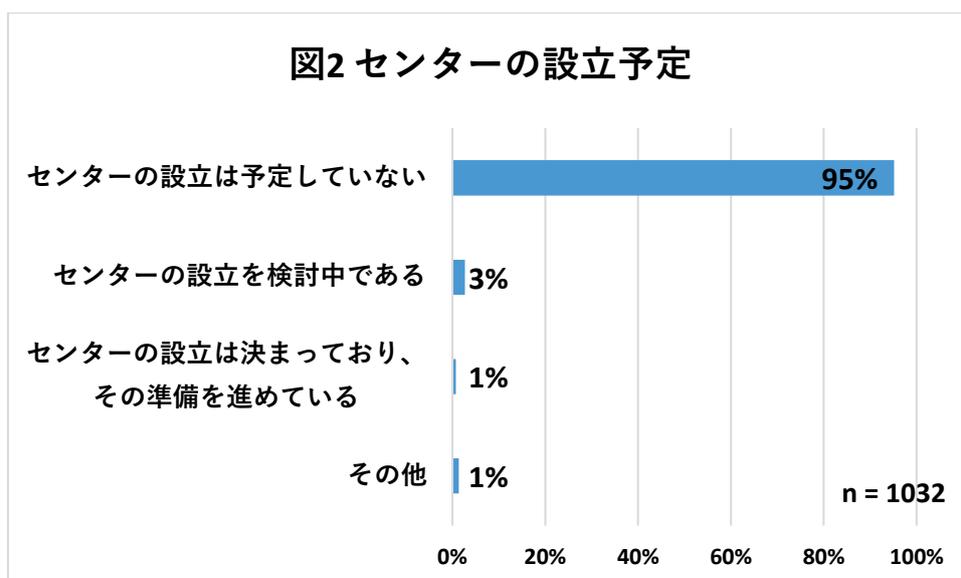
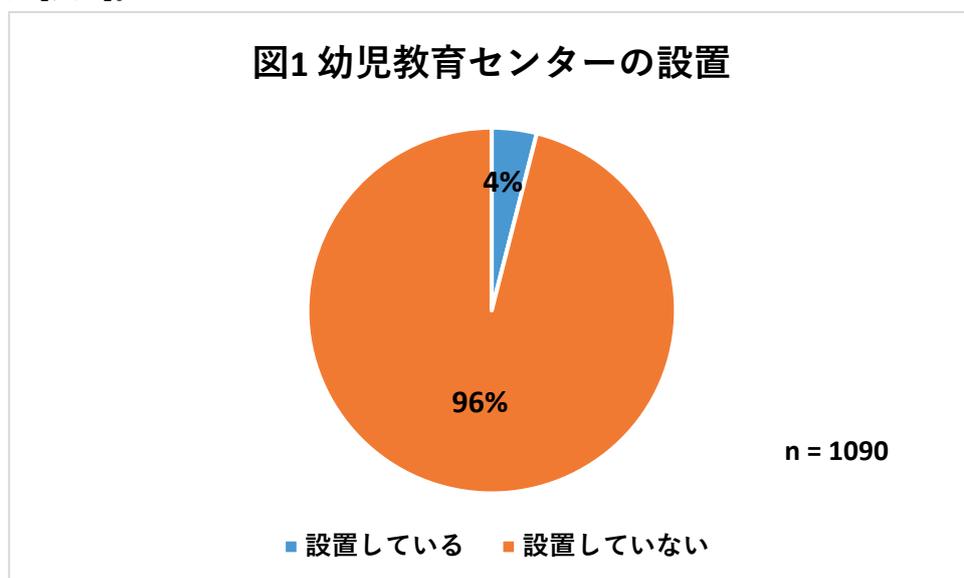


図3 センターの所管部局

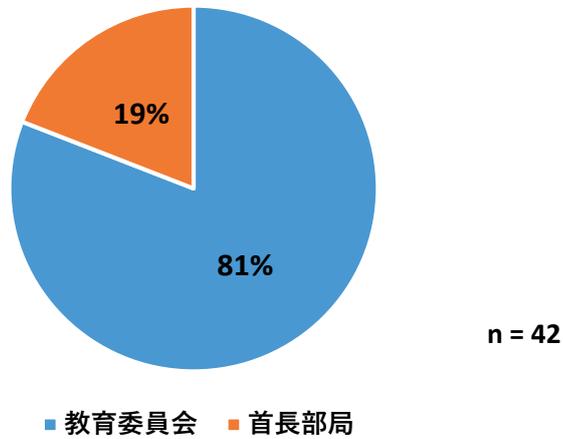


図4 センター設置で重要な役割を果たした部局等

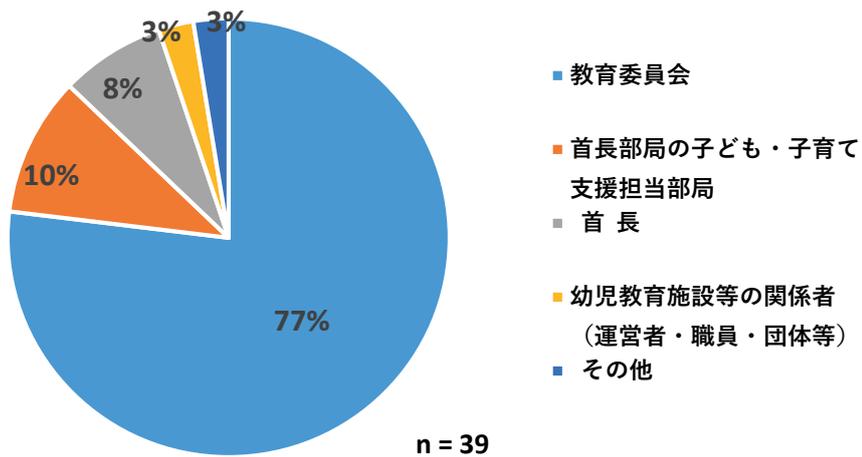


図5 センターの職員数(常勤)

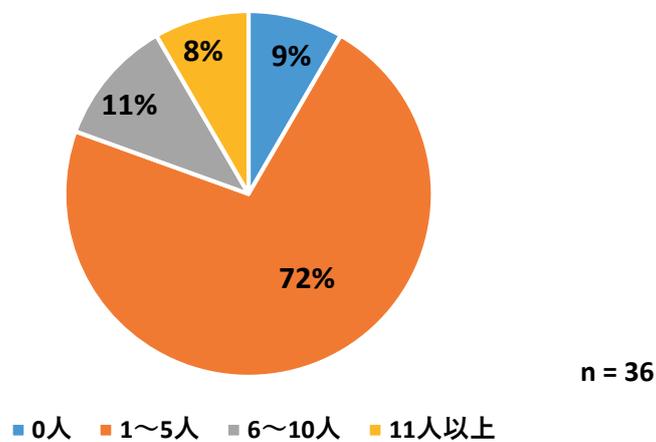


図6 センターの職員数（非常勤）

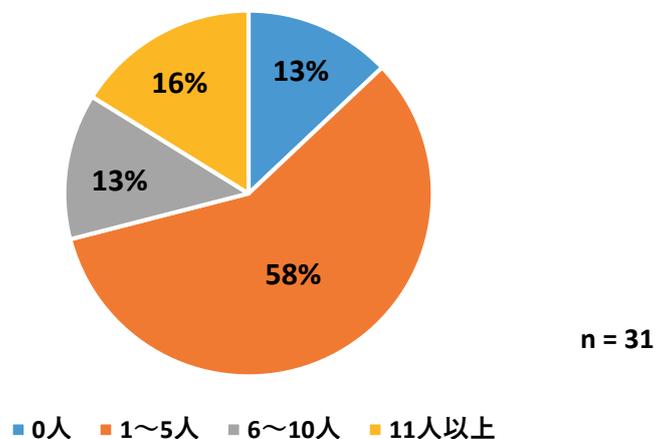


図7 センターの予算総額

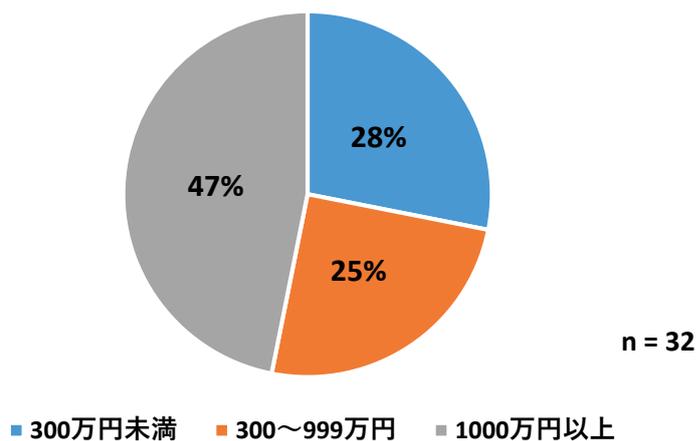
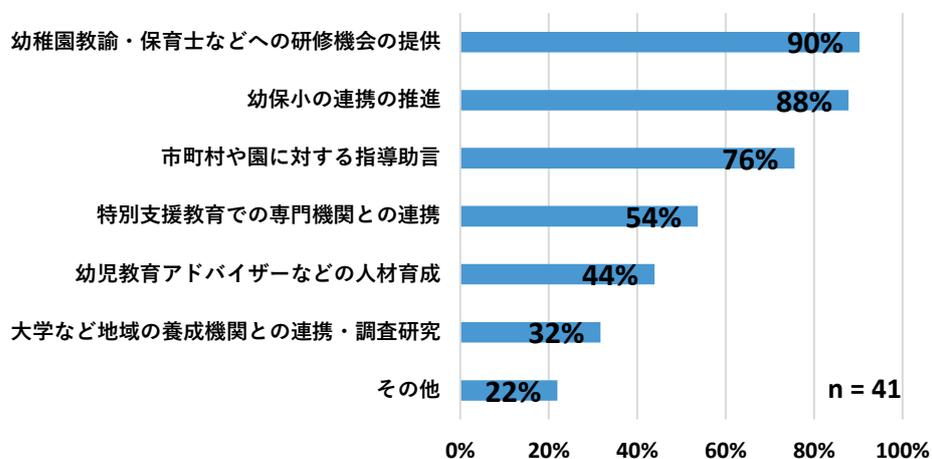


図8 センターで積極的に取り組んでいる業務



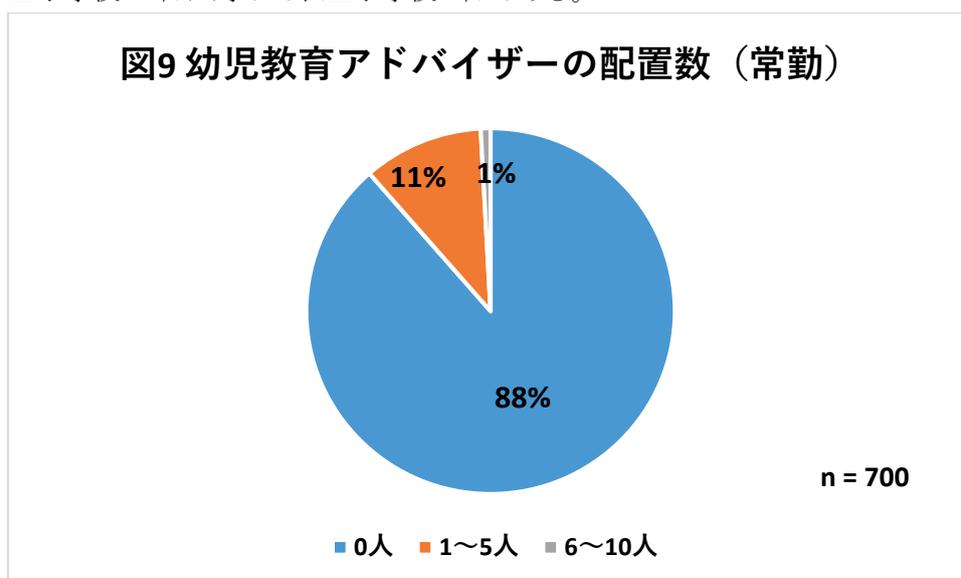
(2) 幼児教育アドバイザー

幼児教育アドバイザーとは「幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと」⁷⁰である。今回の調査では、幼児教育アドバイザーという名称を用いない場合でも、同様の業務に従事する職員を含めた。

幼児教育アドバイザーと幼児教育担当の指導主事のマンパワーが不足していることを確認できた。常勤のアドバイザーを1名以上配置している自治体は12%で、非常勤のアドバイザーを配置する自治体も19%にとどまる【図9・図10】。幼児教育担当の指導主事を配置していない自治体も51%を占めている【図11】。アドバイザーを育成するための研修は23自治体で行われている【図12】。

アドバイザーと指導主事の経歴からは、アドバイザーが指導主事と比べて幼児教育に関わった経歴を持つことが明らかになった【図13・図14】。アドバイザーの経歴では公立保育所と公立幼稚園の園長・副園長が上位に入っているのに対し、指導主事では小学校の校長・教員の経歴を持つ者が45%を占めている。自治体は指導主事の幼児教育に関する経験不足を補完するために、幼児教育経験者のアドバイザーを活用していると考えられる。

アドバイザーの主な業務内容は、幼児教育施設等の巡回助言、幼保小の連携に関する助言、研修の開催や講師、特別な支援を必要とする子どもへの支援などである【図15】。教育現場への助言、幼保小の連携、研修の開催、特別支援教育といった点で、幼児教育センターの取り組みと共通している。アドバイザーの訪問先（上位3つ）としては、私立より公立の幼児教育施設の方が多いたことが明らかになった【図16】。公立幼稚園60%に対して私立幼稚園13%、公立認可保育所62%に対して私立認可保育所29%である。義務教育においても、公立小学校29%に対して私立小学校0%である。



⁷⁰ 文部科学省 HP 「幼児教育の推進体制構築事業」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1372594.htm

図10 幼児教育アドバイザーの配置数（非常勤）

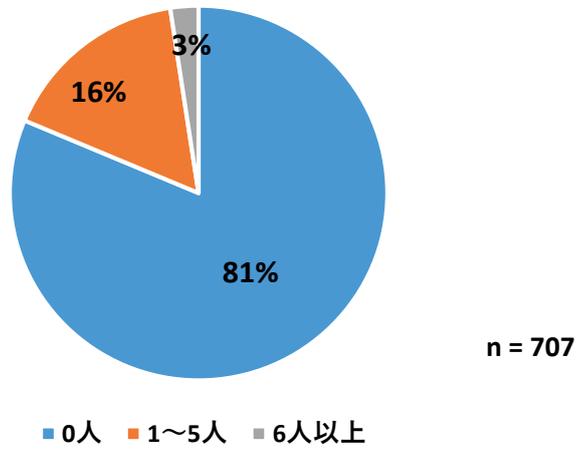


図11 幼児教育担当の指導主事の配置数

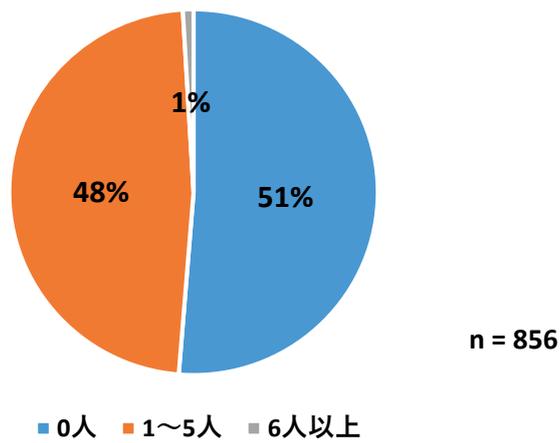


図12 アドバイザーを育成するための研修

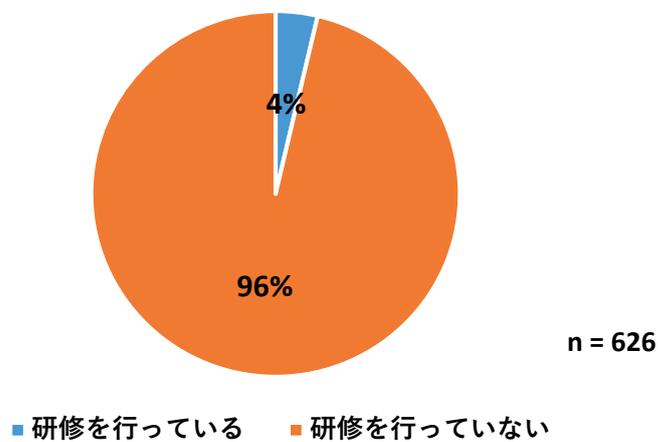


図13 アドバイザーの経歴（上位5つ）

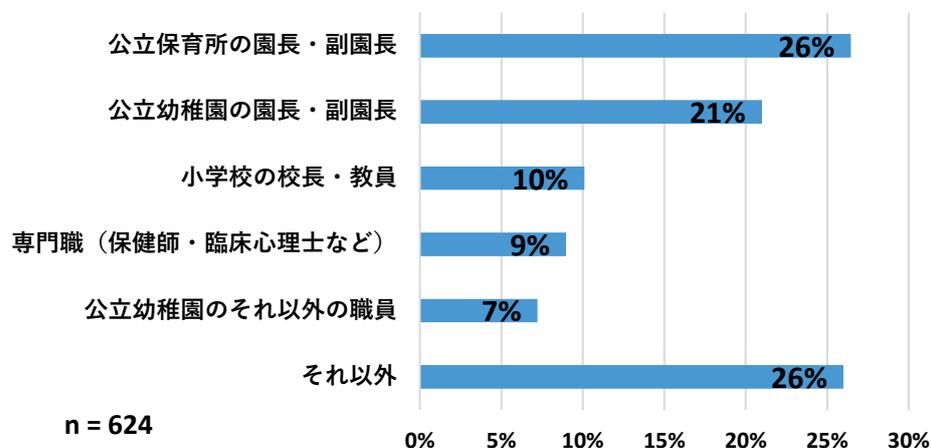


図14 指導主事の経歴（上位5つ）

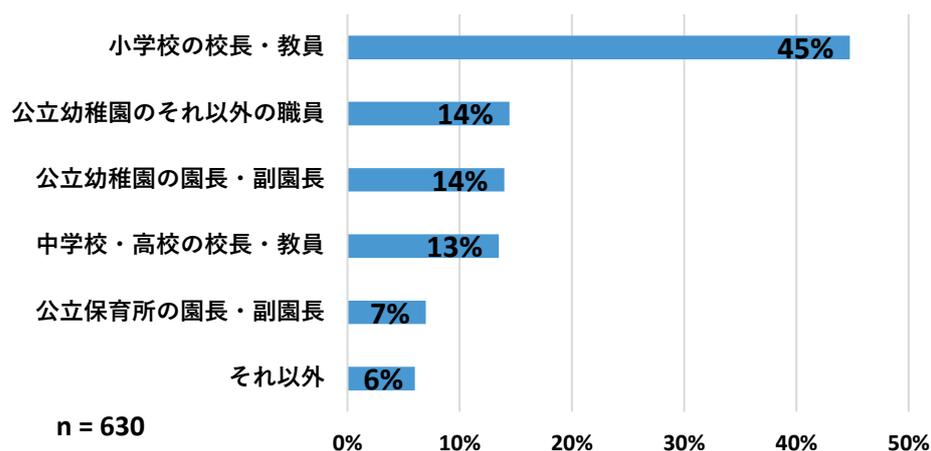


図15 アドバイザーの業務内容

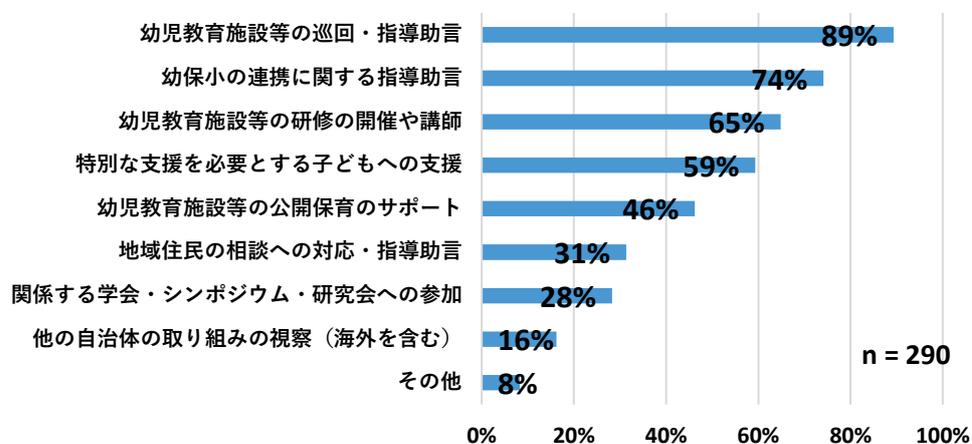
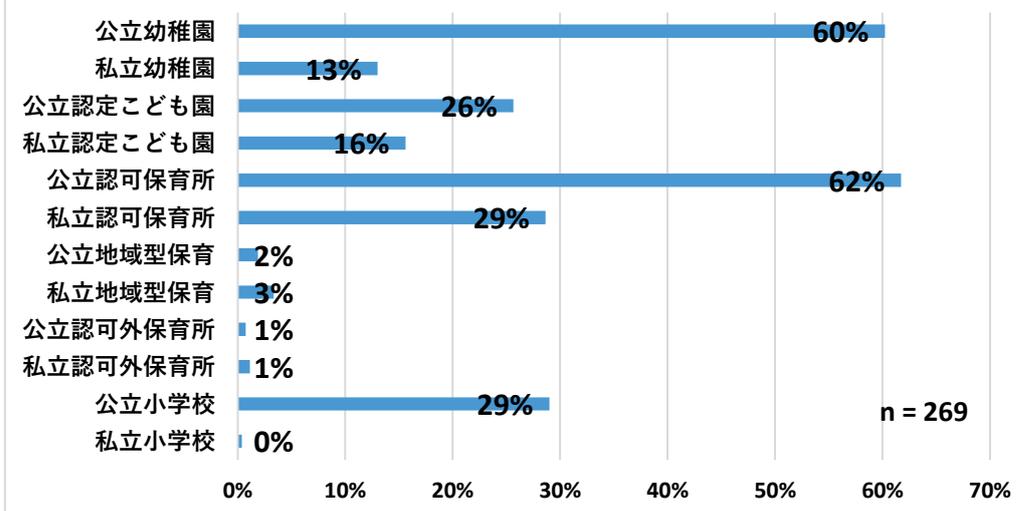


図16 アドバイザーの訪問先（上位3つ）



（3）自治体の実施体制

乳幼児期の保育・教育に関する政策の担当部局を一元化している自治体は36%である【図17】。こうした自治体は平成16年頃から急増しており、特に平成26年以降には132自治体が担当部局を一元化した【図18】。その方法としては、既存の首長部局に一元化する場合は41%で最も多く、新設の首長部局・教育委員会の新設部局・教育委員会の既存部局に一元化する場合がそれぞれ約20%ずつ存在する【図19】。担当部局の一元化で最も重要な役割を果たしたのは47%の自治体で首長であり、首長部局の子ども・子育て支援担当部局と教育委員会がそれに続いている【図20】。これらの結果を踏まえると、首長がリーダーシップを発揮しながら担当部局を一元化している可能性を指摘できる。

図17 幼児教育・保育の担当部局の一元化

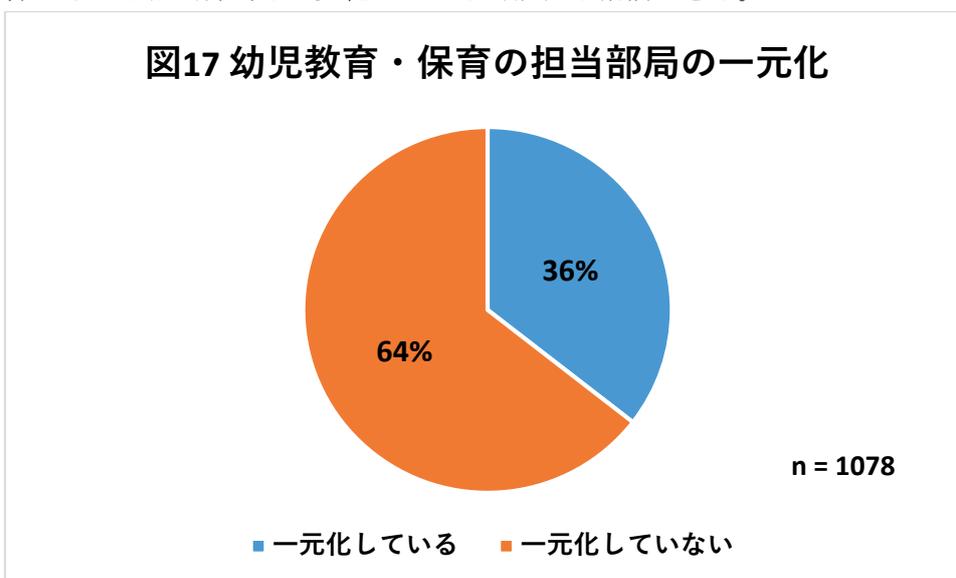


図18 担当部局の一元化の時期

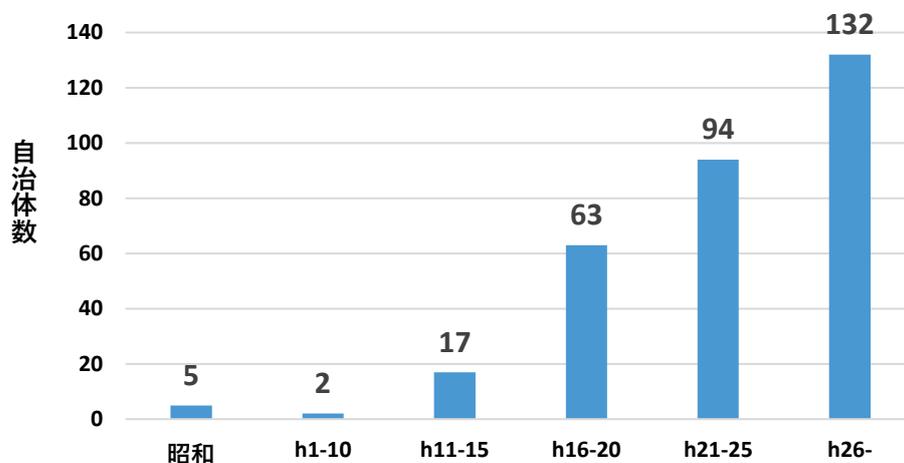


図19 担当部局の一元化の方法

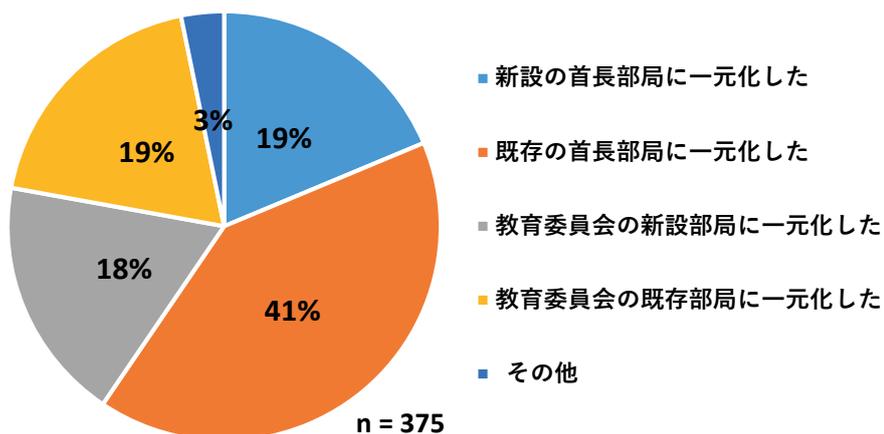
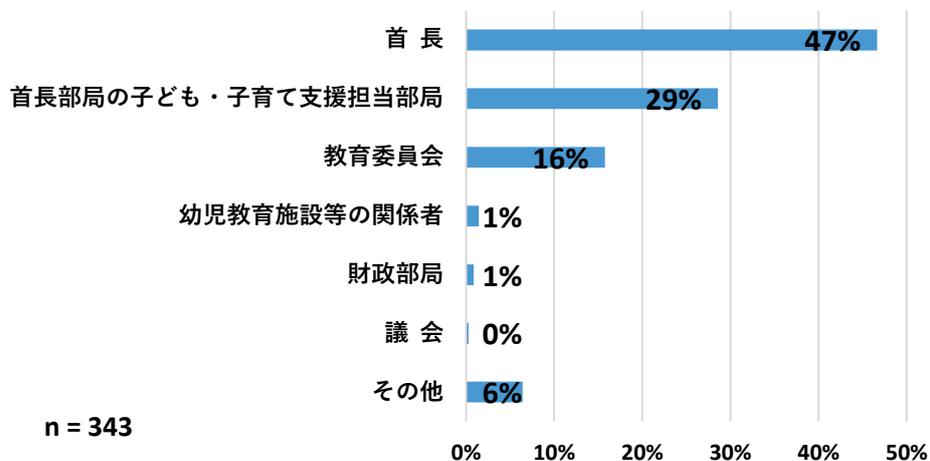


図20 担当部局の一元化で重要な役割を果たした部局等



(4) その他の取り組み

都道府県の取り組みに対する市区町村の満足度、他の自治体の取り組みの参照状況、研修の実施状況を紹介します。都道府県の取り組みのうち、市区町村が相対的に満足しているのは幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供、市町村や園に対する指導助言、幼保小の連携の推進である【図 21】。「とても満足している」・「やや満足している」と回答した自治体の割合（紺色と黄色の部分）が他の取り組みと比べて高い。これらの取り組みは、幼児教育センターが積極的に取り組んでいる業務と共通している。逆に市区町村が満足していないのは保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成である。「全く満足していない」・「あまり満足していない」と回答した自治体の割合（水色と橙色の部分）が他の取り組みと比べて高い。

10%程度の自治体は他の自治体の取り組みを参照しており【図 22】、こうした参照行動は近年増加している【図 23】。その方法としては現地視察が最も多く、資料調査や電話・メールによる調査も用いられている【図 24】。

研修対象別の研修開催回数からは、公立より私立の教員を対象とする研修が個別研修と合同研修のいずれにおいても少ないことが明らかになった【図 25】。個別研修の開催回数が0回である自治体の割合（水色の部分）は、公立のみの幼稚園教諭 50%に対して私立のみの幼稚園教諭 91%、公立のみの保育士 50%に対して私立のみの保育士 85%である。合同研修の開催回数が0回である自治体の割合（水色の部分）は、公立のみの複数の施設形態 52%に対して私立のみの複数の施設形態 88%である。ただし、公立と私立の複数の施設形態の合同研修を1回以上開催している自治体の割合（水色以外の部分）は67%と高く、公立と私立の保育士や幼稚園教諭などが一緒に研修を受ける機会が多いことを示している。

加えて、自治体は外部の研修に参加するための費用負担、幼児教育団体・保育団体等と連携した研修、地域の大学等の養成機関と連携した研修に積極的に取り組んでいる【図 26】。他方で、研修時に代替要員を確保するための費用を負担したり、代替要員を派遣したりする自治体は少数にとどまっている。

図21 都道府県の取り組みへの満足度

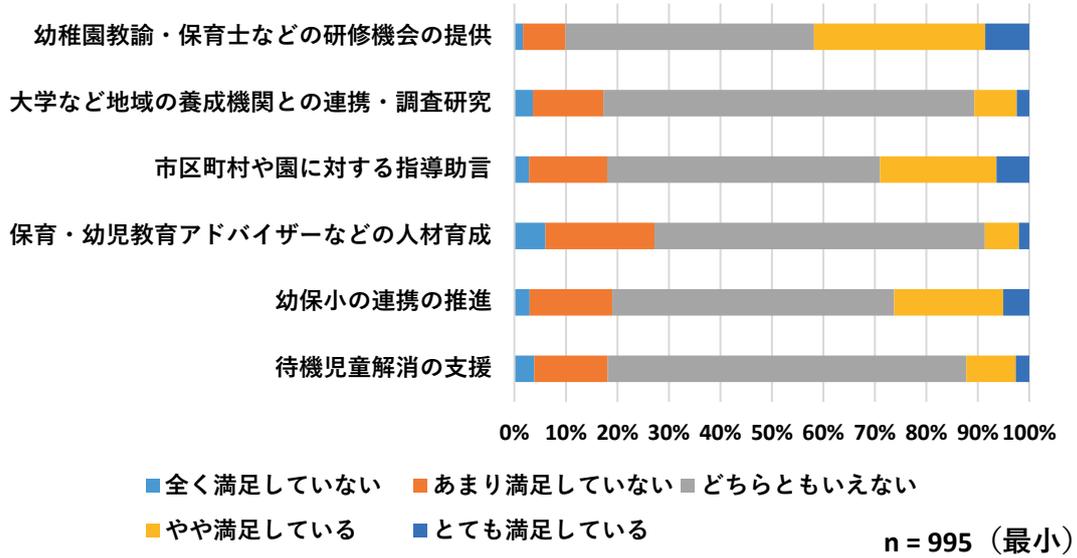
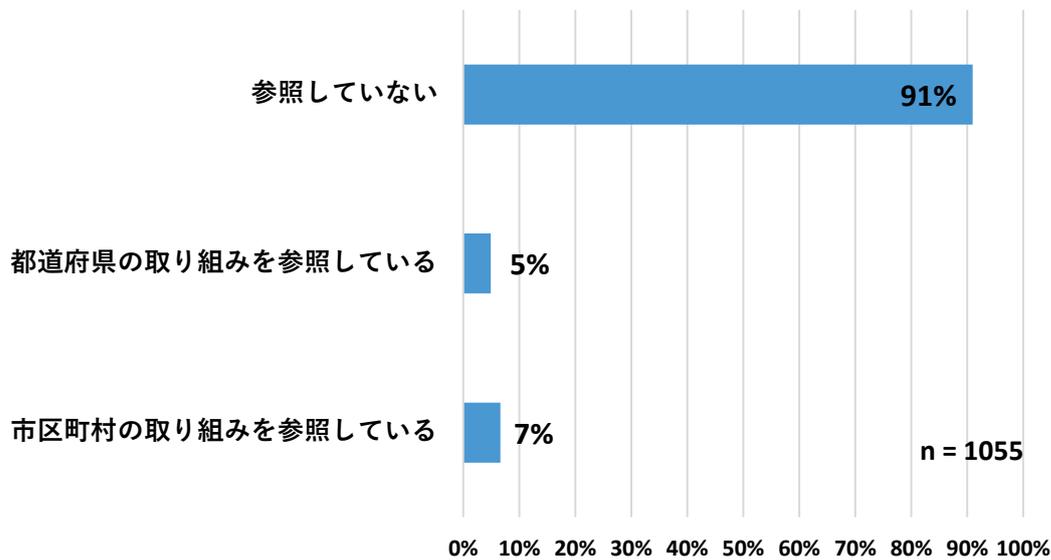


図22 他の自治体の取り組みを参照しますか



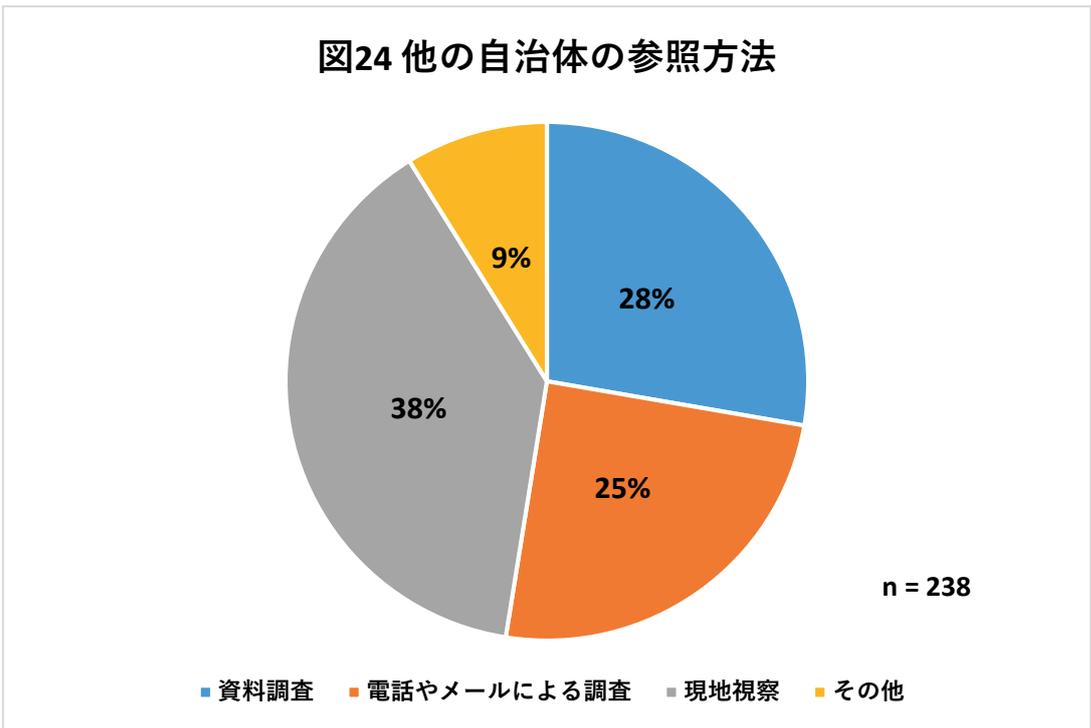
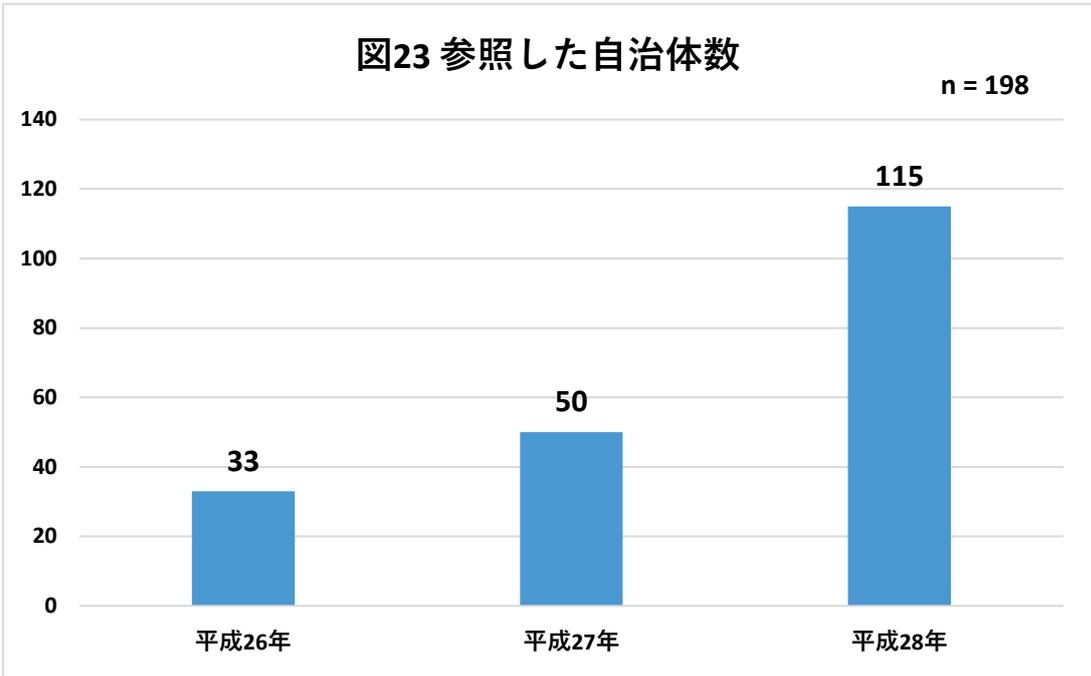


図25 研修対象別の研修開催回数

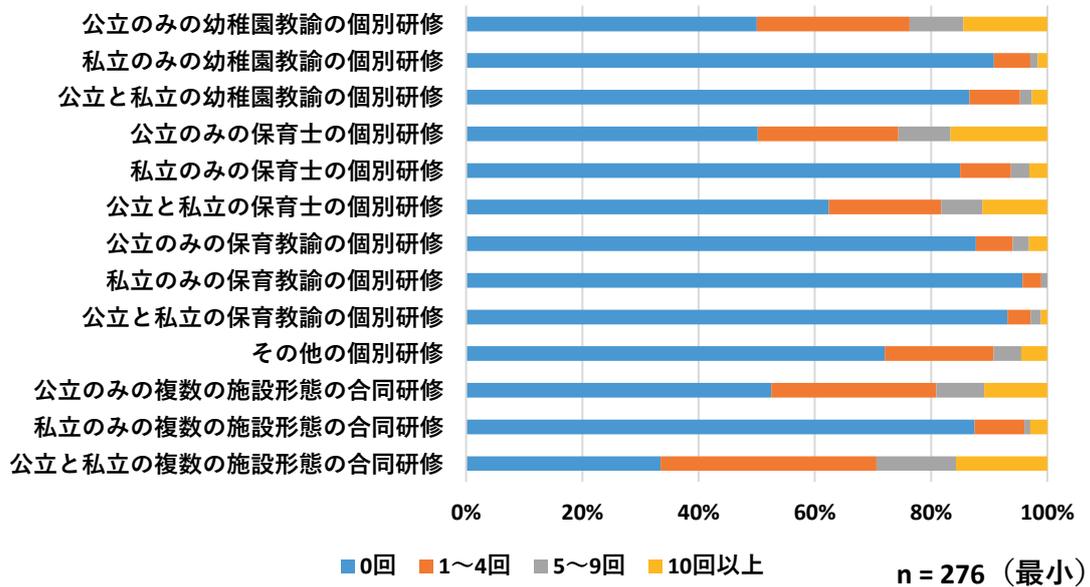
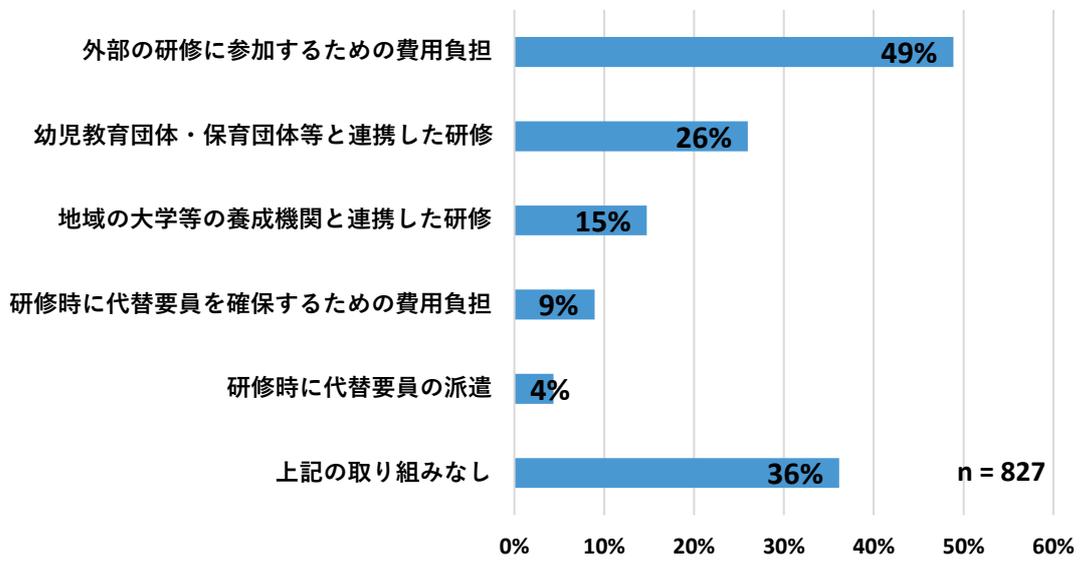


図26 研修に関する取り組み



第3節 今後の分析の方向性

上記のデータに基づき、今後どのような分析を行うのかについて見通しを示す。本来であれば統計的な分析結果を紹介すべきところであるが、アンケート調査の実施時期が遅れたため現時点での分析の方向性を述べる。今後の分析で得られた知見は発達保育実践政策学

センターのホームページ等で公開する予定である。

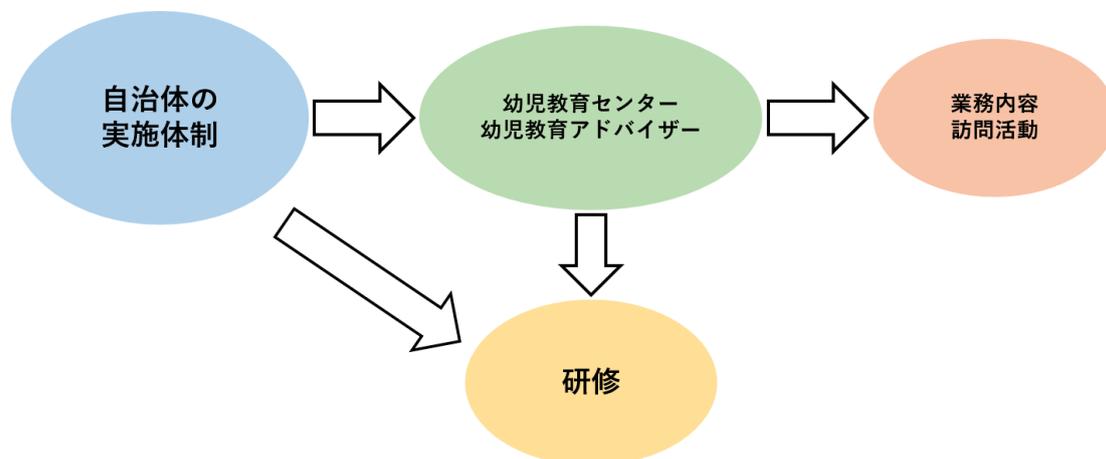
自治体の実施体制、幼児教育センターと幼児教育アドバイザー、研修の実施状況がどのように関係しているのかを検討したいと考えている【図27】。第一に、自治体の実施体制の違いによって、幼児教育センターの設置状況や幼児教育アドバイザーの配置状況に差が生じるのかを検証する。例えば、担当部局を一元化した自治体は、それ以外の自治体と比べて幼児教育センターを設置し、アドバイザーの配置数を増加する傾向があるかもしれない。担当部局の一元化の有無ではなく、その方法の違いが効果を持つ可能性もある。

第二に、自治体の実施体制は直接的・間接的に研修の実施状況に影響を与えることが推測できる。直接的には、担当部局を一元化した自治体は複数の施設形態の合同研修を開催する傾向があるかもしれない。間接的には、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーの活動を通じて研修体制や研修内容が充実する可能性がある。

第三に、幼児教育アドバイザーの配置数や経歴がその業務内容や訪問活動と関係していることが考えられる。幼児教育アドバイザーの配置数が増加するほど、その業務内容の幅が広がり訪問活動も活発になるかもしれない。現地調査の報告で確認したように、アドバイザーは役割分担をすることがあるので、アドバイザーの経歴に合わせて訪問施設の種類を分けている可能性がある。公立の幼児教育施設の経験者は公立幼稚園や公立保育所に訪問し、私立の経験者も同様であろう。義務教育の経験者がどのような傾向を持つのかは予測が難しい。保健師や臨床心理士などの専門職をアドバイザーとして採用する自治体では、特別な支援を必要とする子どもへの支援を重視している可能性が高い。

以上の議論は仮説に過ぎず、アンケート調査のデータによって検証する必要がある。また、専門職出身のアドバイザーと特別支援教育の関係のように常識的な仮説も含まれている。しかし、私たちの常識をデータで裏付けていく作業も今後の政策形成にとって役立つと考えている。アンケート調査のデータを十分に活用しながら統計的な分析を進める予定である。

図27 今後の分析の方向性



第3章 本調査研究のまとめ

村上祐介

本調査研究では、実質半年弱という限られた期間ではあったが、その間に5つの自治体での事例調査と全市町村への質問紙調査を実施した。事例調査では先進的な取り組みを行っている自治体も含めた現地調査を行ったが、調査先の自治体ではそれぞれ地域の実情に合わせて、幼児教育の指導體制の構築・充実に向けた施策が展開されていた。また質問紙調査では事例調査を行った自治体を含めた全ての市町村を対象に、現時点での自治体の幼児教育の指導體制の現状について、全体的な傾向を把握した。

本調査研究全体を通じて、幼児教育における指導・助言や研修の重要性について、多くの自治体が必要を認識していることが看取された。以前に類似の調査がほとんど行われていないためこれまでとの比較は難しいが、近年、幼児教育や保育の重要性・必要性の認識が高まっていることから、国だけでなく自治体でも、幼児教育の質の確保・向上やそれらに向けた取り組みの必要性に対する意識は以前に比べて高まっていると思われる。

他方で、義務教育に比べると地域による差異が大きいことや、子ども・子育て支援新制度の施行から日が浅いこともあり、具体的な取り組みについては各自治体の手探りや試行錯誤を重ねている段階にあることが合わせて示唆される。単線型の学校制度で、かつ公的部門による供給が大部分を占める義務教育に比べると、幼児教育・保育では幼稚園・保育所・こども園の比率や公私の割合が地域により大きく異なっており、義務教育に比べると設置形態や設置主体の多様性が極めて大きいことが特徴である。また、幼児教育や保育のニーズは義務教育以上に人口動態や保護者の社会経済状況に大きく左右されるため、他の自治体の取り組みをそのまま導入するといったことも予想以上に難しい。他の自治体の取り組みを参照している割合が低いのもそうした事情を反映しているのかもしれない。

さらに義務教育に比べて市町村の権限が大きい反面、市町村独自の財政負担も少なくないため、市町村間の差がサービスの量・質に反映しやすい構造となっている。幼児教育は義務教育に比べて市町村主義が強いが、そのことは義務教育とは異なる困難をもたらしている面も見受けられる。

個別の調査結果については第1章、第2章を参照していただきたいが、ここでは調査結果をふまえ、本委託研究から得られた知見をもとに、今後、幼児教育の指導體制を構築・充実させるうえで検討すべきと思われる点を3点挙げておきたい。

第1に、都道府県・指定都市における幼児教育センターの役割である。質問紙調査でも、センターの設置については未だ検討に至っていない自治体が多いのが現状である。また今回の事業に参加している都道府県・指定都市でも、センターの設置・充実よりはむしろアドバイザーの設置・充実に重心を置いている自治体が多いという印象を受けた。これは私学助

成や市町村等への指導助言を除いて、幼児教育・保育の権限の大半が市町村に属していることも関係していると思われるが、同時に幼児教育センターのミッションが明確になっていないことも大きいと考えられる。

義務教育および高校教育では各都道府県・指定都市に教育センターが設置され、そこが教員研修や教育実践研究の文字通りセンター的な役割を果たしていることが多い。それに対して幼児教育・保育ではもともと私立の割合が高く、また公立であっても都道府県は教職員の人事に関する権限を有しているわけではないため、教職員のキャリアの中で計画的に教育センターに人材を配置して研修や研究を実施することが義務教育や高校教育に比べて難しい。さらに、研修の権限は任命権者にあり、県費負担教職員制度を採っていない幼児教育では公立であっても第一義的には市町村が研修を行うことになるため、都道府県の役割は限定される。昨年の教育公務員特例法の改正で教育委員会が大学と協働して教員の育成指標の策定を行うことが規定されたが、公立の幼児教育・保育では教職員の任命権者は市町村であるため、育成指標と密接に関連する研修の在り方もそうした法制度的な構造によって制約を受けざるを得ない面がある。

以上に述べたように都道府県における幼児教育センターは、任命権者とセンターの設置者が異なるため、教職員研修の中核となることが多い義務教育等のセンターとはまた異なる役割が求められるように思われる。今後、幼児教育センターを各都道府県・指定都市に設置していくにあたっては、義務教育等との相違をふまえながら、市町村、公立・私立の幼稚園・保育所等がそれぞれ都道府県や指定都市にどのような支援を求めているのかを把握しつつ、地域の実情に即したセンターの役割や機能を検討していく必要があると考えられる。

もともと、指定都市においては任命権者とセンターの設置者が一致しているため、都道府県とは異なる立場で計画的に幼児教育のセンター機能を高めていく方向性も考えられる。ただし一方で、指定都市は都市部が多いがゆえに私立の幼稚園・保育所の割合も高く、行政側が設置したセンターをどのように公私連携に活かしていくかという別の課題が生じうる。また都市部では当面は待機児童問題など保育の量の問題を抱えているため、センターを中心とした幼児教育・保育の質向上が後手に回りがちになるという課題も指摘できる。

第2に、市町村レベルへの指導体制の普及である。現時点ではアドバイザーの配置率は常勤・非常勤ともに2割程度にとどまるが、市町村レベルに幼児教育アドバイザー等をどう普及させていくかが課題である。小規模の市町村の場合は、非常勤であっても幼児教育アドバイザー等を自力で配置することが難しい場合も多いだろう。

今回の委託研究での事例調査では、市町村レベルへの指導体制の普及に関して都道府県教委はそれまでの歴史的経緯や現在の実情をふまえて、それぞれ異なる戦略を採っていた。たとえば、既に先行してアドバイザーを設置している市が中心となって、周辺市町村への支援を広げようとする場合もあれば、義務教育における指導主事の共同設置と合わせて幼児教育担当の指導主事を配置し、市町村による共同設置を通じて市町村レベルへの波及を図ろうとする場合もみられた。とりわけ特徴的であったのは高知県の事例で、公立小学校での

研修と同じようにいくつかの市町村で一つのブロックを構成し、ブロック単位で研修を行うとともに県教委がそれらの研修を支援している。後述するように、幼児教育担当の指導主事は義務教育教員の経験者が務めることが多く、義務教育における研修体制を活用して市町村レベルの研修や指導助言体制の強化を図ることは、他の自治体でも比較的取り組みやすい試みであるかもしれない。

なお、どのような職務経験を経たアドバイザーが望ましいかについてはいくつかの選択肢が考えられる。幼児教育・保育の実務経験者が就く場合もあれば、小学校の校長経験者など、むしろ幼児教育・保育の実践家とは異なる視点での指導助言を期待する向きもあるようだ。一つの考え方としては、私立の幼稚園・保育所等へのアプローチを考えた場合には、私立の団体等につながるの深い実践家をアドバイザーとして登用することが考えられる。一方で、幼児教育・保育とは少し距離を置いた、しかし義務教育や特別支援教育などで優れた見識・経験を有する実践家にアドバイザーとして、少し異なる視点からアドバイスを求めることもありうる。どちらが有効かは本調査の範囲では確たる結論は出せないが、必ずしも幼児教育・保育の経験者でなければ務まらない、というわけではない。また、都道府県・市町村を問わず、近隣のアドバイザーが交流し、情報交換を行える機会を設けることも重要である。そうした面では国や都道府県が果たせる役割はあるだろう。

幼児教育担当の指導主事をどう配置・育成するかについてもいくつか考えるべき点が挙げられる。質問紙調査では、幼児教育担当の指導主事を置く市町村は半数弱あるが、おそらくは義務教育担当との兼任も多いと推測される。また公立幼稚園が縮小傾向にある中、幼稚園・保育所が私立中心に設置されている自治体などでは、幼児教育・保育の実務経験がない指導主事も少なくないことが推測される。

都道府県レベルでも、幼児教育担当の指導主事は義務教育教員の出身者が多い。とりわけ都道府県の場合は都道府県立の幼稚園・保育所がほとんど存在しないため、幼児教育・保育の実務者を指導主事に登用することが非常に難しい。そのため一部の自治体では、国立大学附属幼稚園で長く務めた教員を派遣等で指導主事に任用している事例がある。

ただ、市町村、都道府県とも、幼児教育・保育の経験がない義務教育等の教員が指導主事を務めることが必ずしもマイナスであるとは限らないことも事例調査からは示唆される。その理由は、第1に、幼児教育アドバイザーに幼児教育・保育の経験が豊富な実践者をリクルートすれば、園への巡回指導・助言等に関してはアドバイザーで十分な役割を果たすことが期待できるためである。指導主事は行政・各種団体との調整や、異なる校種からの指導助言などの役割に専念することができる。第2に、アドバイザーと同様に、幼児教育・保育の実務経験がなくても、義務教育や特別支援教育などで優れた見識・経験を有することで、異なる立場からアドバイスが可能になるなど、プラスに働く面も期待できる。また、義務教育教員は幼児教育・保育の業界に関する「しがらみ」が比較的少ないことや、幼保小連携でのメリットも期待できる。第3に、義務教育等の教員は人数が多く、計画的・意図的な人事を行うことで、優秀な人材を幼児教育・保育にリクルートできる可能性がより高まる。

ただし一方で市町村・都道府県レベルを問わず、指導主事の登用にあって今後工夫すべき点もあるように思われる。一つは、幼児教育・保育の実務者で優れた人材がいれば、指導主事など園の外部でのキャリアを経験することを通じて、幼児教育・保育の指導的人材を計画的・意図的に育成することが望まれる。また、都道府県教委で幼児教育・保育の実務者を指導主事として登用することはもっと検討されてよいが、現在のしくみでは公立の幼稚園教諭や保育士等の出身者は市町村を退職して都道府県に異動する必要がある、県費負担教職員制度を採る義務教育等の教員に比べて都道府県への登用の制度的ハードルが高い。この点については、都道府県と市町村との人事交流や代替人員・財源の確保などを通じて、都道府県教委でも幼児教育・保育の実務者の登用を進めていく選択肢もある。

もう一つは、特別支援教育の教員を指導主事に登用することである。幼児教育・保育では発達障害など特別支援教育に関するニーズが高く、また特別支援教育は幼稚園も置かれているため、特別支援教育の教員を幼児教育・保育担当の指導主事として登用することはメリットがあると思われるが、現状ではそうした例は多くないようである。事例調査では、秋田県はもともと幼児教育と養護教育を一つの課が所管していたこともあり、長年にわたり指導主事の一部は特別支援学校を経験している教員が務めている。

最後に第3の点として、報告書の第1章でも述べているが、私立の幼稚園・保育所との連携・協力をいかに進めていくかが、義務教育等とは異なる幼児教育・保育の大きな課題である。義務教育等でも私立は存在するが、幼児教育・保育は市町村によっては公立が全く存在せず私立のみということもあり、私学セクターの占める割合や重要性は義務教育とは比べものにならないほど大きい。むしろ、私立の幼稚園・保育所等であっても施設型給付や私学助成を通じた行政の関与は存在するが、一方で私学の自主性や建学の精神は当然尊重すべきであり、それらを前提として幼児教育や保育の質をどう担保していくか、さらにその後続く義務教育にどう円滑に接続していくかは難しい課題である。

私立の園や団体の中には、行政による指導・助言に強い抵抗感を持つこともあり、また地域によって公私比率や私学との関係などの歴史的経緯も異なるため、公立・私立を含めた幼児教育・保育の質の担保に関しては、一律に有効な手段や施策を見出すことは難しいという印象を受ける。ただ、今回の委託研究を通じて、公私を問わず関係者が密にコミュニケーションを図ることが重要であることは改めて確認されてよい。そのための一つの方策としては、先にも述べたように、私学側の事情に詳しい経験豊富な実務者を幼児教育アドバイザーに登用することが挙げられる。また幼保小連携は現在の重要な教育課題の一つであり、義務教育への円滑な接続は公私を問わず求められることから、幼保小連携カリキュラムの策定や実施の過程を通じて相互理解を深めていくことも考えられる。

他にも、本論でも言及したが特別支援教育や研修は私立側のニーズも高いことが多く、こうしたテーマで行政の側が情報や支援を提供することを通じて、行政や公立園と、私立の園・団体との対話や交流を図っていくことが考えられる。

本調査研究の知見からは以上に述べたような点が今後の課題として示唆される。義務教

育との比較という観点からいえば、幼児教育・保育は、県費負担教職員制度が存在しないことと、設置主体（公立か私立か）、設置形態（幼稚園か保育所かこども園か）が多様で地域差が大きいことが重要な制度的特徴であり、指導体制の充実・強化を図る際にもこうした特徴が様々な面で影響を与えることが示唆される。将来的に幼児教育が義務化されればこれらは大きく変容する可能性があるものの、当面はこれらの制度的な特徴・特性を十分に考慮しながら、幼児教育の指導体制の充実・強化の方策を考えていく必要がある。

附 録

- (1) アンケートの調査票
- (2) 単純集計

【文部科学省委託調査事業】

幼児教育推進体制に関する全国自治体調査

ご協力をお願い

〈本調査の目的〉

本調査では、全国すべての都道府県と市区町村の教育委員会のご担当者様を対象に、乳幼児期の保育・教育（幼児教育・保育・子ども子育て支援を含む）に関する自治体の取り組みと今後の課題を明らかにし、効果的・効率的な幼児教育推進体制の構築に向けた学術的な調査研究を行います。

なお、本調査は文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業の実施に係る調査分析事業」の委託を受けて実施するものです。

本調査には、以下の設問が含まれています。ご担当部局が複数に分かれている場合はそれぞれ最も詳しい方にご回覧いただいた上でご回答下さい。

- ◆ 幼児教育センターについて (p2)
- ◆ 幼児教育アドバイザーについて (p4)
- ◆ 自治体の実施体制について (p6)
- ◆ 都道府県・市区町村の関係について (p8)
- ◆ 幼児教育施設等との関係について (p10)

1. ご回答は統計処理を行い、調査目的のみに使用いたします。
個別の自治体のご回答を公表することはありません。
2. ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
3. 調査結果につきましては、全国自治体のご担当者の皆様へ郵送にてご報告するとともに、発達保育実践政策学センターのウェブサイトに掲載する予定です。

同封返送用封筒（切手不要）に入れてご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

◇◆◇ 2月10日（金曜日）までにご投函ください◇◆◇

東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター（Cedep）

The Center for Early Childhood Development, Education, and Policy Research

研究代表者：村上祐介

調査担当者：関智弘・阿部慶徳

【この調査に関するお問い合わせ先（ウェブフォーム）】

<http://www.cedep.p.u-tokyo.ac.jp/> ※お問い合わせ専用フォームを設けております。



(0653)

1. ご回答者様について

⑥=1

1-1 自治体名をご記入下さい

⑦⑧

都道府県名	市区町村名

1-2 本調査にご回答いただいた部局をご記入下さい。複数の部局で回覧してご回答いただいた場合は、それらのご回答をとりまとめた下さった主な部局を1つご記入下さい。

⑨

2. 幼児教育センターについて（平成 29 年 1 月現在）

※「幼児教育センター」とは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のことです。「幼児教育センター」という名称を用いない場合でも、類似の機能を持つ機関は含みます。

2-1 幼児教育センターを設置していますか。当てはまるものに○を付けて下さい。もしお分かりでしたら設置時期を記入して下さい。

⑩

1 設置している ・ ・ ・ ・ ・ 平成 年 月

⑪⑫

2 設置していない

⑬⑭

→【幼児教育センターを「2 設置していない」とお答えになった方にお尋ねします】

2-2 今後の予定について当てはまるもの1つに○を付けて下さい。設置予定時期も記入して下さい。

1 センターの設立は決まっており、その準備を進めている ・ ・ 平成 年 月

⑮

2 センターの設立を検討中である

⑯⑰

3 センターの設立は予定していない

⇒ 4 ページ 3-1 へ

⑱⑲

4 その他 ()

→【幼児教育センターを「1 設置している」とお答えになった方に 6 点お尋ねします】

2-3-1 幼児教育センターを単独で設置していますか、それとも複数の自治体で共同設置していますか。共同設置の場合は、参加した自治体名を記入して下さい。

1 単独で設置している

⑳

2 共同で設置している ・ ・ 自治体名 ()

㉑

[1]

2-3-2 センターを所管する部局に○を付けて下さい。

1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
---------	--------	-----------

⑳

2-3-3 センターの設置にあたって、最も重要な役割を果たした個人・部局・団体等1つに○をつけて下さい。

※「幼児教育施設等」とは幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育を全て含みます。

1 首長	4 首長部局の子ども・子育て支援担当部局
2 議会	5 他の自治体
3 教育委員会	6 幼児教育施設等の関係者（運営者・職員・団体等）
	7 その他 ()

㉓

2-3-4 センターに配置されている職員の人数（兼任職員を含む）を記入して下さい。

常勤	非常勤
人	人

㉔-㉖

㉗-㉙

2-3-5 センターの予算を記入して下さい（単位：千円）。

国の補助金	自治体の独自予算	総額
(千円)	(千円)	(千円)

㉚-㉝

㉞-㉟

㊱-㊲

2-3-6 センターで積極的に取り組んでいる業務全てに○を付けて下さい。

1 幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供
2 大学など地域の養成機関との連携・調査研究
3 市町村や園に対する指導助言
4 幼児教育アドバイザーなどの人材育成
5 幼保小の連携の推進
6 特別支援教育での専門機関との連携
7 その他 ()

㊳

3. 幼児教育アドバイザーについて（平成29年1月現在）

※「幼児教育アドバイザー」とは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のことです。「幼児教育アドバイザー」という名称を用いない場合でも、同様の業務に従事する職員は含みます。

【全員の方にお伺いします】

3-1 幼児教育アドバイザー（常勤／非常勤）と幼児教育担当の指導主事の配置数を記入して下さい。そのうち、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の経験（園長の経験を含む）のある方がいらっしゃる場合は、その人数をご記入下さい。

また、非常勤の幼児教育アドバイザーの方がいらっしゃる場合、非常勤の1ヶ月平均出勤日数をご記入下さい。

	常勤	非常勤	うち経験者	➔	非常勤の出勤日数		
アドバイザー	人	人	人		日	④9-⑤6	
	総数	うち経験者					
指導主事	人	人					⑤7-⑥0

3-2 幼児教育アドバイザーと幼児教育担当の指導主事の経歴別の人数を記入して下さい。複数の経歴をお持ちの方については、主な経歴を基に記入して下さい。

※公立幼稚園は国立幼稚園を含みます。

⑥=2

		アドバイザー	指導主事	
公立幼稚園	①園長・副園長	人	人	⑦-⑩
	②それ以外の職員	人	人	⑪-⑭
私立幼稚園	③園長・副園長	人	人	⑮-⑱
	④それ以外の職員	人	人	⑲-⑲
公立保育所	⑤園長・副園長	人	人	⑳-㉔
	⑥それ以外の職員	人	人	㉔-㉔
私立保育所	⑦園長・副園長	人	人	㉕-㉕
	⑧それ以外の職員	人	人	㉕-㉕
⑨その他の幼児教育施設等の関係者		人	人	㉖-㉖
⑩小学校の校長・教員		人	人	㉗-㉗
⑪中学校・高校の校長・教員		人	人	㉘-㉘
⑫指導主事		人	人	㉙-㉙
⑬専門職（保健師・臨床心理士など）		人	人	㉚-㉚
⑭上記以外の行政職員		人	人	㉛-㉛
⑮学識経験者		人	人	㉜-㉜
⑯その他		人	人	㉝-㉝

3-6 幼児教育アドバイザーを育成するための研修を行っていますか。当てはまるものに○を付けて下さい。もしお分かりでしたら平成28年度（平成29年1月現在）の研修回数をご記入下さい。また、自治体独自の研修プログラムを作成されている場合は、その概要が分かる資料をお送りいただければ幸いです。 ⑥=3

【資料の送付先】 返信用封筒に同封いただくか、下記の e-mail アドレスにお送り下さい。

アドレス：jichitai@p.u-tokyo.ac.jp

1 研修を行っている・・・（ ）回	⑦
2 研修を行っていない	⑧⑨

4. 自治体の実施体制について

4-1 下記の幼児教育施設等を所管する部局にそれぞれ○を付けて下さい。該当する施設の所管権限を持たない場合、または自治体内に該当する施設がない場合は記入不要です。

※「認可外保育施設」とは地方単独事業の施設（認証保育所など）を含みます。

※公立は国立を含みます。

※認定こども園とは、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の全てを含みます。

		所管			
幼稚園	①公立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑩
	②私立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑪
認定こども園	③公立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑫
	④私立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑬
認可保育所	⑤公立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑭
	⑥私立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑮
⑦地域型保育事業		1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑯
⑧認可外保育施設		1 教育委員会	2 首長部局	3 その他（ ）	⑰

4-2 乳幼児期の保育・教育に関する政策の担当部局は一元化されていますか。当てはまるものに○を付けて下さい。もしお分かりでしたら一元化された時期をご記入下さい。

※「乳幼児期の保育・教育」とは幼児教育、保育、子ども・子育て支援を全て含みます。

1 一元化されている・・・平成・昭和 年 月	⑱
2 一元化されていない	→ 8ページにお進みください ⑲-㉓

【前の質問（4-2）で「1 一元化されている」とお答えになった方に3点お尋ねします】

4-3-1 どのような形で一元化しましたか。当てはまるもの1つに○を付けて下さい。

- | |
|--------------------|
| 1 新設の首長部局に一元化した |
| 2 既存の首長部局に一元化した |
| 3 教育委員会の新設部局に一元化した |
| 4 教育委員会の既存部局に一元化した |
| 5 その他 () |

②4

4-3-2 担当部局の一元化にあたって、最も重要な役割を果たした個人・部局・団体等1つに○をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1 首長 | 6 幼児教育施設等の関係者（運営者・職員・団体等） |
| 2 議会 | 7 保護者 |
| 3 教育委員会 | 8 地域住民 |
| 4 首長部局の子ども・子育て支援担当部局 | 9 学識経験者 |
| 5 財政部局 | 10 その他 () |

②5

4-3-3 一元化する前の所管について○を付けて下さい。該当する施設の所管権限を持たない場合、または自治体内に該当する施設がない場合は記入不要です。

※公立は国立を含みます。

※認定こども園とは、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の全てを含みます。

		所管		
幼稚園	①公立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
	②私立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
認定こども園	③公立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
	④私立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
認可保育所	⑤公立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
	⑥私立	1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
⑦地域型保育事業		1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()
⑧認可外保育施設		1 教育委員会	2 首長部局	3 その他 ()

②6

②7

②8

②9

③0

③1

③2

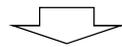
③3

5. 都道府県・市区町村の関係について

【市区町村の方のみお答えください】（都道府県との関係について）

5-1 都道府県の取り組みにどの程度満足していますか。当てはまるものそれぞれ1つに○を付けて下さい。

	全く満足していない	あまり満足していない	どちらともいえない	やや満足している	とても満足している	
①幼稚園教諭・保育士などの研修機会の提供	1	2	3	4	5	③4
②大学など地域の養成機関との連携・調査研究	1	2	3	4	5	③5
③市区町村や園に対する指導助言	1	2	3	4	5	③6
④保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成	1	2	3	4	5	③7
⑤幼保小の連携の推進	1	2	3	4	5	③8
⑥待機児童解消の支援	1	2	3	4	5	③9



次ページ5-3へお進みください

【都道府県の方のみお答えください】（市区町村との関係について）

5-2 市区町村への支援のうち、特に重点的に取り組んでいるものを上位3つに○を付けて下さい。

1 幼稚園教諭・保育士などの研修機会の提供	
2 大学など地域の養成機関との連携・調査研究	
3 市区町村や園に対する指導助言	④0
4 保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成	
5 幼保小の連携の推進	
6 待機児童解消の支援	

④0

【全員の方にお伺いします】（自治体間（都道府県間・市区町村間）の横のつながりについて）

5-3 幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置など、乳幼児期の保育・教育を推進するための取り組みにおいて、他の自治体を参照していますか。当てはまるもの**全てに○**を付けて下さい。もしお分かりでしたら参照した自治体名をご記入下さい。

1 参照していない ⇒次ページ 6-1 へ	
2 都道府県の取り組みを参照している（都道府県名： _____）	④
3 市区町村の取り組みを参照している（市区町村名： _____）	

【前の質問（5-3）で「2 都道府県の取り組みを参照している」・「3 市区町村の取り組みを参照している」とお答えになった方にお伺いします】

5-4 過去3年間（平成26年～28年）に参照した自治体について、その時期・方法・内容を記入して下さい。参照の方法は下記の□から選び、選択肢の番号を記入して下さい。「4 その他」を選んだ場合は、その具体的な内容も記入して下さい。

自治体名	時期	方法（選択肢）	内容	
	平成 年			④⑤⑥
	平成 年			⑦⑧⑨
	平成 年			⑩⑪⑫
	平成 年			⑬⑭⑮
	平成 年			⑯⑰⑱
	平成 年			⑲⑳㉑



1 資料調査	2 電話やメールによる調査	3 現地視察	4 その他
--------	---------------	--------	-------

6. 幼児教育施設等との関係について

【全員の方にお伺いします】

⑥=4

6-1 平成 27 年度・平成 28 年度の施設形態別の施設数を記入して下さい。都道府県のご回答者様は県内の市区町村の施設数を集計したものを記入して下さい。

※公立は国立を含みます。

※認定こども園とは、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の全てを含みます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	
幼稚園	①公立			⑧-⑬
	②私立			⑭-⑰
認定こども園	③公立			⑰-⑲
	④私立			⑲-⑳
認可保育所	⑤公立			㉑-㉓
	⑥私立			㉔-㉖
⑦地域型保育事業				㉗-㉙
⑧認可外保育施設				㉚-㉜

6-2 平成 27 年度、幼稚園教諭・保育士・保育教諭・その他（子育て支援員など）を対象とする個別研修と、複数の施設形態の職員を対象とする合同研修を何回開催しましたか。公立のみ・私立のみ・公立と私立の両方という研修対象別に開催回数を記入して下さい。

	個別研修				複数の施設形態の合同研修
	幼稚園教諭のみ	保育士のみ	保育教諭のみ	その他	
公立のみ	回	回	回	回	回
私立のみ	回	回	回		回
公立と私立	回	回	回		回

⑤⑥-⑥①
⑥②-⑥⑦
⑥⑧-⑦③
⑦④⑦⑤
⑦⑥-⑧①

6-3 幼稚園教諭等の研修では外部の機関と連携していますか。また、研修への参加を人的・財政的に支援していますか。当てはまるもの**全てに○**をつけて下さい。

- | | |
|---|----|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の大学等の養成機関と連携した研修を行っている 2 幼児教育団体・保育団体等と連携した研修を行っている 3 研修時に代替要員を派遣している 4 研修時に代替要員を確保するための費用を負担している 5 外部の研修に参加するための費用（参加費・旅費など）を負担している 6 1～5の選択肢に当てはまるものがない | ⑧② |
|---|----|

6-4 自治体職員や幼児教育施設等の職員を独立行政法人教員研修センターの幼児教育指導者養成研修に派遣していますか。当てはまるものに○を付けて下さい。また、派遣者の職名がお分かりでしたらご記入下さい（例：幼児教育担当の指導主事・幼稚園教諭）。

1 派遣している・・・ 派遣者の職名（ ）

⑧③

2 派遣していない

⑧④

7. 教員育成指標・教員研修計画について

※平成 28 年 11 月 18 日に成立した教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 87 号）では、教員の任命権者である教育委員会が、高度専門職業人として教職キャリア全体を俯瞰しつつ、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力に関する指標を定めることとしています。この教員育成指標は必要に応じ学校種ごとに策定することとされ、公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長及び教員がこの指標の策定対象となっています。

7-1 貴自治体の独自の取り組みとして、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の特性を踏まえた教員育成指標を作成していますか。当てはまるものに○を付けて下さい。

また、作成している場合は、その概要が分かる資料をお送りいただければ幸いです。

1 作成している

⑧⑤

2 作成していない

【前の質問(7-1)で「1 作成している」とお答えになった方にお尋ねします】

7-2 作成された教員育成指標を踏まえて体系的な研修計画（教員研修計画）を作成していますか。当てはまるものに○を付けて下さい。また、作成している場合は、その概要が分かる資料をお送りいただければ幸いです。

1 作成している

⑧⑥

2 作成していない

【資料の送付先】

返信用封筒に同封いただくか、下記の e-mail アドレスにお送り下さい。

アドレス：jichitai@p.u-tokyo.ac.jp

以上で調査は終了です。ご協力頂き、誠にありがとうございました。

[4]

(2) 単純集計

2-1 幼児教育センターの設置

	回答数	割合
設置している	43	4%
設置していない	1047	96%
回答自治体数	1090	

2-2 今後の設置予定

	回答数	割合
センターの設立は予定していない	982	95%
センターの設立を検討中である	28	3%
センターの設立は決まっており、その準備を進めている	8	1%
その他	14	1%
回答自治体数	1032	

2-3-1 幼児教育センターの設置形態

	回答数	割合
単独で設置している	41	100%
共同で設置している	0	0%
回答自治体数	41	

2-3-2 センター所管部局

	回答数	割合
教育委員会	34	81%
首長部局	8	19%
回答自治体数	42	

2-3-3 センター設置にあたっての最も重要な役割を果たした個人・部局・団体等

	回答数	割合
首長	3	8%
議会	0	0%
教育委員会	30	77%
首長部局の子ども・子育て支援担当部局	4	10%
他の自治体	0	0%
幼児教育施設等の関係者	1	3%
その他	1	3%
回答自治体数	39	

2-3-4 センター配置の職員数（常勤）

	回答数	割合
0人	3	8%
1~5人	26	72%
6~10人	4	11%
11人以上	3	8%
回答自治体数	36	

2-3-4 センター配置の職員数（非常勤）

	回答数	割合
0人	4	13%
1~5人	18	58%
6~10人	4	13%
11人以上	5	16%
回答自治体数	31	

2-3-5 センターの予算（国の補助金）

	回答数	割合
300万円未満	14	47%
300～999万円	11	37%
1000万円以上	5	17%
回答自治体数	30	

2-3-5 センターの予算（自治体の独自予算）

	回答数	割合
300万円未満	14	45%
300～999万円	6	19%
1000万円以上	11	35%
回答自治体数	31	

2-3-5 センターの予算（総額）

	回答数	割合
300万円未満	9	28%
300～999万円	8	25%
1000万円以上	15	47%
回答自治体数	32	

2-3-6 センターで積極的に取り組んでいる業務

	回答数	割合
幼稚園教諭・保育士などへの研修機会の提供	37	90%
大学など地域の養成機関との連携・調査研究	13	32%
市町村や園に対する指導助言	31	76%
幼児教育アドバイザーなどの人材育成	18	44%
幼保小の連携の推進	36	88%
特別支援教育での専門機関との連携	22	54%
その他	9	22%
回答自治体数	41	

3-1 幼児教育アドバイザーの配置数（常勤）

	回答数	割合
0人	620	89%
1～5人	74	11%
6人以上	6	1%
回答自治体数	700	

3-1 幼児教育アドバイザーの配置数（非常勤）

	回答数	割合
0人	575	81%
1～5人	115	16%
6人以上	17	2%
回答自治体数	707	

3-1 幼児教育アドバイザーの配置数（うち経験者）

	回答数	割合
0人	397	75%
1～5人	111	21%
6人以上	18	3%
回答自治体数	526	

3-1 非常勤幼児教育アドバイザーの出勤日数

	回答数	割合
0日	193	61%
1～10日	53	17%
11～20日	66	21%
21日以上	7	2%
回答自治体数	319	

3-1 幼児教育担当の指導主事の配置数（総数）

	回答数	割合
0人	439	51%
1～5人	409	48%
6人以上	8	1%
回答自治体数	856	

3-1 幼児教育担当の指導主事の配置数（うち経験者）

	回答数	割合
0人	526	78%
1～5人	144	21%
6人以上	1	0%
回答自治体数	671	

3-2 幼児教育アドバイザー・幼児教育担当の指導主事の経歴別人数

	アドバイザー		指導主事	
	配置数	割合	配置数	割合
①公立幼稚園の園長・副園長	131	21%	88	14%
②公立幼稚園のそれ以外の職員	45	7%	91	14%
③私立幼稚園の園長・副園長	18	3%	8	1%
④私立幼稚園のそれ以外の職員	12	2%	5	1%
⑤公立保育所の園長・副園長	165	26%	44	7%
⑥公立保育所のそれ以外の職員	19	3%	13	2%
⑦私立保育所の園長・副園長	16	3%	2	0%
⑧私立保育所のそれ以外の職員	8	1%	2	0%
⑨その他の幼児教育施設等の関係者	10	2%	0	0%
⑩小学校の校長・教員	63	10%	282	45%
⑪中学校・高校の校長・教員	15	2%	85	13%
⑫指導主事	17	3%		
⑬専門職（保健師・臨床心理士など）	56	9%	2	0%
⑭上記以外の行政職員	8	1%	4	1%
⑮学識経験者	28	4%	0	0%
⑯その他	13	2%	4	1%
合計	624		630	

3-3 幼児教育アドバイザーの業務

	回答数	割合
幼児教育施設等の巡回・指導助言	259	89%
特別な支援を必要とする子どもへの支援	172	59%
幼児教育施設等の研修の開催や講師	188	65%
幼児教育施設等の公開保育のサポート	134	46%
幼保小の連携に関する指導助言	215	74%
地域住民の相談への対応・指導助言	91	31%
他の自治体の取り組みの視察（海外を含む）	47	16%
関係する学会・シンポジウム・研究会への参加	82	28%
その他	24	8%
回答自治体数	290	

3-4 幼児教育アドバイザーの訪問先

	回答数	割合
①公立幼稚園	179	66%
①私立幼稚園	76	28%
②公立認定こども園	90	33%
②私立認定こども園	91	33%
③公立認可保育所	182	67%
③私立認可保育所	122	45%
④公立地域型保育	12	4%
④私立地域型保育	32	12%
⑤公立認可外保育所	7	3%
⑤私立認可外保育所	29	11%
⑥公立小学校	108	40%
⑥私立小学校	3	1%
回答自治体数	272	

3-5 幼児教育アドバイザーの訪問件数が多い上位3つ

	回答数	割合
①公立幼稚園	162	60%
①私立幼稚園	35	13%
②公立認定こども園	69	26%
②私立認定こども園	42	16%
③公立認可保育所	166	62%
③私立認可保育所	77	29%
④公立地域型保育	5	2%
④私立地域型保育	9	3%
⑤公立認可外保育所	2	1%
⑤私立認可外保育所	3	1%
⑥公立小学校	78	29%
⑥私立小学校	1	0%
回答自治体数	269	

3-6 幼児教育アドバイザーを育成するための研修

	回答数	割合
研修を行っている	23	4%
研修を行っていない	603	96%
回答自治体数	626	

4-1 幼児教育施設等を所管する部局

	回答数	割合
①公立幼稚園 教育委員会	473	81%
①公立幼稚園 首長部局	96	17%
①公立幼稚園 その他	12	2%
合計	581	
②私立幼稚園 教育委員会	231	40%
②私立幼稚園 首長部局	288	50%
②私立幼稚園 その他	59	10%
合計	578	
③公立認定こども園 教育委員会	88	24%
③公立認定こども園 首長部局	263	71%
③公立認定こども園 その他	18	5%
合計	369	
④私立認定こども園 教育委員会	83	15%
④私立認定こども園 首長部局	452	81%
④私立認定こども園 その他	20	4%
合計	555	
⑤公立認可保育所 教育委員会	141	16%
⑤公立認可保育所 首長部局	698	81%
⑤公立認可保育所 その他	20	2%

合計		859	
⑥私立認可保育所	教育委員会	90	12%
⑥私立認可保育所	首長部局	612	84%
⑥私立認可保育所	その他	25	3%
合計		727	
⑦地域型保育事業	教育委員会	56	11%
⑦地域型保育事業	首長部局	418	86%
⑦地域型保育事業	その他	14	3%
合計		488	
⑧認可外保育施設	教育委員会	54	10%
⑧認可外保育施設	首長部局	441	82%
⑧認可外保育施設	その他	44	8%
合計		539	

4-2 乳幼児期の保育・教育に関する政策の担当部局の一元化

	回答数	割合
一元化している	383	36%
一元化していない	695	64%
回答自治体数	1078	

4-2 一元化の時期

	回答数	割合
昭和	5	2%
h1-10	2	1%
h11-15	17	5%
h16-20	63	20%
h21-25	94	30%
h26-	132	42%
回答自治体数	313	

4-3-1 一元化の方法

	回答数	割合
新設の首長部局に一元化した	70	19%
既存の首長部局に一元化した	153	41%
教育委員会の新設部局に一元化した	69	18%
教育委員会の既存部局に一元化した	71	19%
その他	12	3%
回答自治体数	375	

4-3-2 一元化にあたって、最も重要な役割を果たした個人・部局・団体等

	回答数	割合
首長	160	47%
議会	1	0%
教育委員会	54	16%
首長部局の子ども・子育て支援担当部局	98	29%
財政部局	3	1%
幼児教育施設等の関係者	5	1%
保護者	0	0%
地域住民	0	0%
学識経験者	0	0%
その他	22	6%
回答自治体数	343	

4-3-3 一元化する前の所管

	回答数	割合	
①公立幼稚園	教育委員会	199	95%
①公立幼稚園	首長部局	3	1%
①公立幼稚園	その他	8	4%
合計		210	

②私立幼稚園	教育委員会	166	79%
②私立幼稚園	首長部局	27	13%
②私立幼稚園	その他	18	9%
合計		211	
③公立認定こども園	教育委員会	17	18%
③公立認定こども園	首長部局	66	72%
③公立認定こども園	その他	9	10%
合計		92	
④私立認定こども園	教育委員会	15	13%
④私立認定こども園	首長部局	99	84%
④私立認定こども園	その他	4	3%
合計		118	
⑤公立認可保育所	教育委員会	14	4%
⑤公立認可保育所	首長部局	314	94%
⑤公立認可保育所	その他	7	2%
合計		335	
⑥私立認可保育所	教育委員会	6	2%
⑥私立認可保育所	首長部局	246	95%
⑥私立認可保育所	その他	6	2%
合計		258	
⑦地域型保育事業	教育委員会	3	3%
⑦地域型保育事業	首長部局	106	94%
⑦地域型保育事業	その他	4	4%
合計		113	
⑧認可外保育施設	教育委員会	2	1%
⑧認可外保育施設	首長部局	174	95%
⑧認可外保育施設	その他	8	4%
合計		184	

5-1 都道府県の取り組みの満足度

	全く満足していない	あまり満足していない	どちらともいえない	やや満足している	とても満足している	合計
幼稚園教諭・保育士などの研修機会の提供	17	84	493	339	87	1020
大学など地域の養成機関との連携・調査研究	36	136	717	82	24	995
市区町村や園に対する指導助言	29	155	541	231	65	1021
保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成	60	212	642	66	20	1000
幼保小の連携の推進	30	163	555	215	51	1014
待機児童解消の支援	38	142	694	96	26	996

	全く満足していない	あまり満足していない	どちらともいえない	やや満足している	とても満足している
幼稚園教諭・保育士などの研修機会の提供	2%	8%	48%	33%	9%
大学など地域の養成機関との連携・調査研究	4%	14%	72%	8%	2%

市区町村や園に対する指導助言	3%	15%	53%	23%	6%
保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成	6%	21%	64%	7%	2%
幼保小の連携の推進	3%	16%	55%	21%	5%
待機児童解消の支援	4%	14%	70%	10%	3%

5-2 市区町村への支援で重点的に取り組んでいるもの

	回答数	割合
幼稚園教諭・保育士などの研修機会の提供	52	85%
大学など地域の養成機関との連携・調査研究	2	3%
市区町村や園に対する指導助言	41	67%
保育・幼児教育アドバイザーなどの人材育成	6	10%
幼保小の連携の推進	51	84%
待機児童解消の支援	11	18%
回答自治体数	61	

※回答自治体数が都道府県の回答数を上回っており、市区町村の回答も含まれている

5-3 乳幼児期の保育・教育を推進するための取り組みでの他の自治体の参照

	回答数	割合
参照していない	960	91%
都道府県の取り組みを参照している	52	5%
市区町村の取り組みを参照している	70	7%
回答自治体数	1055	

5-4 過去3年間の参照時期

	回答数	割合
平成26年	33	17%
平成27年	50	25%
平成28年	115	58%
合計	198	

5-4 過去3年間の参照方法

	回答数	割合
資料調査	66	28%
電話やメールによる調査	59	25%
現地視察	92	39%
その他	21	9%
合計	238	

6-1 平成27年度の施設形態別施設数

	0	1~10	11~20	21以上	合計
①公立幼稚園	205	446	59	52	762
②私立幼稚園	153	457	57	88	755
③公立認定こども園	465	166	10	10	651
④私立認定こども園	283	349	31	42	705
⑤公立認可保育所	66	683	90	90	929
⑥私立認可保育所	76	464	112	163	815
⑦地域型保育事業	318	234	35	29	616
⑧認可外保育施設	152	381	51	89	673

	0	1~10	11~20	21以上
①公立幼稚園	27%	59%	8%	7%
②私立幼稚園	20%	61%	8%	12%
③公立認定こども園	71%	25%	2%	2%
④私立認定こども園	40%	50%	4%	6%
⑤公立認可保育所	7%	74%	10%	10%
⑥私立認可保育所	9%	57%	14%	20%
⑦地域型保育事業	52%	38%	6%	5%
⑧認可外保育施設	23%	57%	8%	13%

6-1 平成28年度の施設形態別施設数

	0	1~10	11~20	21以上	合計
①公立幼稚園	219	431	56	52	758
②私立幼稚園	170	443	53	85	751
③公立認定こども園	433	208	12	13	666
④私立認定こども園	222	410	31	59	722
⑤公立認可保育所	81	662	88	89	920
⑥私立認可保育所	78	460	113	164	815
⑦地域型保育事業	270	277	36	51	634
⑧認可外保育施設	156	386	46	86	674

	0	1~10	11~20	21以上
①公立幼稚園	29%	57%	7%	7%
②私立幼稚園	23%	59%	7%	11%
③公立認定こども園	65%	31%	2%	2%
④私立認定こども園	31%	57%	4%	8%
⑤公立認可保育所	9%	72%	10%	10%
⑥私立認可保育所	10%	56%	14%	20%
⑦地域型保育事業	43%	44%	6%	8%
⑧認可外保育施設	23%	57%	7%	13%

6-2 研修対象別の研修開催回数

	0回	1~4回	5~9回	10回~	合計
公立のみの幼稚園教諭の個別研修	228	120	42	66	456
私立のみの幼稚園教諭の個別研修	276	19	4	5	304
公立と私立の幼稚園教諭の個別研修	258	26	6	8	298
公立のみの保育士の個別研修	247	119	44	82	492
私立のみの保育士の個別研修	272	28	10	10	320
公立と私立の保育士の個別研修	229	71	26	41	367
公立のみの保育教諭の個別研修	279	20	9	10	318
私立のみの保育教諭の個別研修	271	9	3	0	283
公立と私立の保育教諭の個別研修	257	11	5	3	276
その他の個別研修	258	67	17	16	358
公立のみの複数の施設形態の合同研修	242	131	38	50	461
私立のみの複数の施設形態の合同研修	266	26	3	9	304
公立と私立の複数の施設形態の合同研修	181	201	74	85	541

	0回	1~4回	5~9回	10回~
公立のみの幼稚園教諭の個別研修	50%	26%	9%	14%
私立のみの幼稚園教諭の個別研修	91%	6%	1%	2%
公立と私立の幼稚園教諭の個別研修	87%	9%	2%	3%
公立のみの保育士の個別研修	50%	24%	9%	17%
私立のみの保育士の個別研修	85%	9%	3%	3%
公立と私立の保育士の個別研修	62%	19%	7%	11%
公立のみの保育教諭の個別研修	88%	6%	3%	3%
私立のみの保育教諭の個別研修	96%	3%	1%	0%
公立と私立の保育教諭の個別研修	93%	4%	2%	1%
その他の個別研修	72%	19%	5%	4%
公立のみの複数の施設形態の合同研修	52%	28%	8%	11%
私立のみの複数の施設形態の合同研修	88%	9%	1%	3%
公立と私立の複数の施設形態の合同研修	33%	37%	14%	16%

6-3 研修の外部機関との連携、研修参加の人的・財政的支援

	回答数	割合
地域の大学等の養成機関と連携した研修を行っている	122	15%
幼児教育団体・保育団体等と連携した研修を行っている	215	26%
研修時に代替要員を派遣している	36	4%
研修時に代替要員を確保するための費用を負担している	74	9%
外部の研修に参加するための費用（参加費・旅費など）を負担している	404	49%
上記の選択肢に当てはまるものがない	299	36%
回答自治体数	827	

6-4 職員の独立行政法人教員研修センターの幼児教育指導者養成研修への派遣

	回答数	割合
派遣している	72	7%
派遣していない	969	93%
回答自治体数	1041	

7-1 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の特性を踏まえた教員育成指標の作成

	回答数	割合
作成している	17	2%
作成していない	1031	98%
回答自治体数	1048	

7-2 体系的な研修計画（教員研修計画）の作成

	回答数	割合
作成している	12	86%
作成していない	2	14%
回答自治体数	14	

